

令和4年塩尻市議会9月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和4年9月7日(水) 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第1号 令和3年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第2号 令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第5号 令和3年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第6号 令和3年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第3号 令和3年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第4号 令和3年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席委員

| | | | |
|-----|---------|------|----------|
| 委員長 | 中村 努 君 | 副委員長 | 篠原 敏宏 君 |
| 委員 | 牧野 直樹 君 | 委員 | 樋口 千代子 君 |
| 委員 | 赤羽 誠治 君 | 委員 | 小澤 彰一 君 |
| 委員 | 中野 重則 君 | 委員 | 横沢 英一 君 |
| 委員 | 西條 富雄 君 | 委員 | 青柳 充茂 君 |
| 委員 | 山口 恵子 君 | 委員 | 古畑 秀夫 君 |
| 委員 | 丸山 寿子 君 | 委員 | 柴田 博 君 |
| 委員 | 永田 公由 君 | | |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

| | | | |
|-------|----------|-------|---------|
| 事務局長 | 小松 秀典 君 | 事務局次長 | 小澤 秀美 君 |
| 事務局係長 | 酒井 千鶴子 君 | 事務局主事 | 清沢 光晴 君 |

午前9時58分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから9月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本

日の委員会は委員全員が出席しております。昨日に引き続き、議案の審査を行います。早速審査に入ります。

議案第1号 令和3年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長 10款教育費1項教育総務費、216ページから227ページまでの説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、決算書の216、217ページ、10款教育費1項教育総務費1目総合教育会議運営費の白丸、総合教育会議運営事業につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により設置が義務づけられた総合教育会議に係る経費で、昨年は9月22日に開催いたしました。議題はICTを活用した不登校支援、ICT機器活用による子どもへの影響について、市長、教育長、教育委員の皆様で協議をいただきました。

決算書の218、219ページ、3目事務局費の一番下の白丸、教育委員会事務局諸経費につきましては、教育委員会全般にわたる事務的経費で、教育振興審議会委員報酬3人につきましては、審議会を2回開催し、教育委員会の施策及び事務事業に関する執行状況等の点検、評価を行いました。

決算書の220、221ページ、一番上の白丸、教育相談研究事業につきましては、会計年度任用職員として市教育センター及び中間教室に学校教育指導員を5人、教育総務課に子と親の心の支援員を2人配置し、生徒指導、担当指導主事や家庭支援課等と連携を図りながら、不登校対策、学力向上対策など、学校教育や学校運営に係る指導助言を行い、学校、家庭、児童生徒に対し、きめ細かな支援を行ってきたものです。

その下の白丸、スクールバス運行費につきましては、小学校ですと4キロ以上、中学校ですと6キロ以上の遠距離通学児童生徒に対し、事業者にスクールバスの運行を委託し対応したものです。

教育センター情報教育推進費につきましては、塩尻西小学校の4階で管理しているパソコン等の情報機器の使用料が主なものです。情報教育担当指導主事を配置し、ICT活用教育の研究や学校における授業支援等を行うとともに、教職員の業務改善のため、長野県内統一の統合型校務支援システムを導入したものです。一旦、私からは以上です。

○家庭支援課長 次の白丸、まなびサポート事業をお願いいたします。決算説明資料85ページを併せて御覧ください。上から2つ目の黒ボツ、会計年度任用職員報酬につきましては、小中学校に配置しております特別支援講師、支援介助員、看護師、家庭支援課に勤務する教育相談員の報酬です。特別な支援を要する児童の増加に伴い、学校からの増員要求はありますが、学校内での支援体制の強化、充実に努めております。財源といたしましては、教育支援体制整備事業費補助金、国3分の1等を充当しております。私からは以上です。

○教育総務課長 222、223ページ、一番上の白丸、高等学校等振興事業につきましては、市内に所在または市内の生徒が通学する私立高等学校等への補助を行うもので、市内2校、市外8校に対して補助金を交付したものです。

次の白丸、給食公会計事務諸経費につきましては、平成25年度からの公会計化に伴う事務諸経費で、給食費負担の公平性、教職員の負担軽減や会計事務の効率化と透明性につながっております。現年度分の給食費収納率は小学校が99.75%、中学校が99.46%です。

続きまして、4目教職員住宅費、白丸、教職員住宅管理諸経費につきましては、塩尻市に勤務する教職員に良好な住宅環境を提供するため、営繕修繕料等の諸経費を支出したものです。私からは一旦以上になります。

○社会教育スポーツ課長 続きまして、5目人権教育費、備考欄1つ目の白丸、社会人権教育推進事業につき

ましては、人権意識の高揚を図るため、豊かな心を育む市民の集い、地区人権推進会議等の事業を実施したもので、差別や偏見を防止するため啓発活動を行ったものとなります。

次の白丸、人権推進啓発事業につきましては、市内小学校でのCAP研修、また人権に関わる関係団体への負担金となります。私からは以上となります。

○教育総務課長 224、225 ページの6目学校施設集中管理費の白丸、学校施設集中管理事業につきましては、集中管理室に5人の会計年度任用職員を配置し、小中学校、保育園等の軽微な修繕や維持管理等を、チームを組んで実施したものです。集中管理室の職員の報酬及び職員が使用する消耗品、車両関係等の費用、また、学校の施錠解錠等の学校用務に係る業務は、学校管理委託料としてシルバー人材センターに委託をいたしました。

次に、7目体験学習事業費の白丸、こども未来塾等運営事業につきましては、体験学習プログラムを通じて子どもたちの生きる力を育むことを目的に、小中学生を対象に、令和3年度はリーダー研修を実施いたしました。

次に、8目地域連携事業費、白丸、地域連携教育推進事業につきましては、地域の教育力を活用するとともに児童生徒のキャリア教育を充実し、子どもたちの社会を生き抜く力を育むもので、平成28年度から市内の全小中学校に導入したコミュニティ・スクールに関する経費を支出したものです。会計年度任用職員として、教育総務課には地域連携コーディネーターを1人、各中学校区に学校支援コーディネーターを4人、両小野中学校を含めると5名ですけれども、配置をいたしまして授業を推進しております。

226、227 ページ、9目義務教育学校整備費の白丸、義務教育学校整備事業及び繰越分につきましては、義務教育学校の設立に向けて木曾檜川小学校を改修し、必要な教室等を整備したものです。本年4月に、県内4校目となる義務教育学校として、檜川小中学校が開校いたしました。財源につきましては、補助率2分の1の公立学校施設整備費負担金及び過疎対策事業債、繰越分につきましては、補助率3分の1の学校施設環境改善交付金及び防災減災国土強靱化緊急対策事業債で対応をいたしました。私からは以上となります。

○委員長 それでは、ただいま説明を受けた部分について質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○古畑秀夫委員 223 ページですけれども、教職員住宅というのは市内に何戸ぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

○教育総務課長 4月1日現在ですけれども、30戸あります。入居されているのが9戸になりまして、入居率は現在30%となっております。

○古畑秀夫委員 洗馬にも長年使われない教員住宅があつて、取壊しをして、その土地は転売したのですが、今聞くと、30戸のうち9戸ということで、あまりもう使われない、それから長く住んでいないと、もう住めないような状況になってしまうのですが、その辺のところはどんな状況かお聞きしたいと思います。

○教育総務課長 係長から答弁いたします。

○教育企画係長 教員住宅につきましては、順次整理を行っておりまして、昨年6戸、用途廃止をしている経過があります。今後、方針としましては、集合住宅を中心に残していこうと考えておりまして、集合住宅としては19戸あります。ここに加えて4棟から5棟くらい残しまして、個別の住居を計24戸か25戸は残していきたいと考えております。集合住宅につきましては、全部入らないと一部を壊すということができないものですから、入居率としては、例えば19戸のうち半分入っても壊せないで半分は空いているといった状態になってしまい

ますので、ある程度の空き率は出てしまうということで進めております。

○古畑秀夫委員 細かいことはお聞きしませんけれど、あまり使われなくて周りからも言われるようなものは、今言った廃止をしていくことで、きちんとした管理をしていただきたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 221 ページ、まなびサポート事業で質問します。文部科学省から4月に、障がいがあつて小学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に関連した指示がありました。週の授業時間の半分以上を特別支援学級で授業を行ってくださいと、通常学級での授業を半分以上にするようにと求める指示があつたのですが、保護者からすると、子どもはできるだけ通常学級に行つて授業を受けさせたいという気持ちが強いのですが、非常に現場も混乱しているという話も聞いているのですが、そのような話は塩尻市には来ているのでしょうか、お聞きします。

○家庭支援課長 委員お話しの内容ですが、文部科学省から4月27日付で出されました通知のことかと承知しております。こちらは文部科学省から都道府県教育委員会に来た通知でありまして、県からは、5月に入りまして市に来まして、市から学校へという形で通知をさせていただいております。

特別支援教育ですが、児童生徒の障がいに応じまして、適切な学びの場を判断して特別支援教育を実施しております。支援学校に行くお子さんもいらっしゃれば、地域の学校で特別支援学級での学びになる子もいます。特別支援教育の最近の流れですと、障がいのある児童、ない児童が、同じ場で学ぶというインクルーシブ教育も進められているのですが、去年の調査で、特別支援学級在籍の児童生徒が、大半の時間を通常学級で学んでいる事例が明らかになったということを受けまして、国で、そういった場合については学びの変更をしたりとか、特別支援学級において半分以上を目安に授業を行うということが、通知として出されました。

本市においても、実態とすると、こういったことはあります。ただ、委員がおっしゃられたように、保護者の意向ですとか、あとお子さんの様子、そういったこともありまして、画一的に半分ということ判断して現場で進めていくことは非常に難しいということがあります。県でも、「適切な学びの場」ガイドラインというものをつくっているのですが、それに基づきまして判断をしてくださいということで、通知の趣旨は理解した上で、画一的に判断しないで学びの場を検討してくださいと言われております。

関係者の中では、この話題は多く出るのでありますが、学校現場としては、子どもの育ちに合った学びをきちんと確保していく形で進めておりますので、今時点で大きな混乱はないと承知しております。

○西條富雄委員 本当に、この件に関しては個々のそれぞれの対応が必要になってくると思います。きめ細かな対応をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○柴田博委員 223 ページの先ほどの教職員住宅の関係ですが、この中に上下水道使用料というのがあるので、これは入居されている住宅の分の上下水道使用料ということですか。

○教育総務課長 係長から答弁します。

○教育企画係長 この金額につきましては、昨年度末から1月にかけて非常に寒さが厳しかったこともありまして、水回りのトラブルが非常に多くなりました。集合住宅につきまして、住んでいる方の責任に負わない部分でトラブルがあつて、実は漏水していたという部分がありましたので、その部分に対応するという支出した部分です。

○柴田博委員 それと、実際に入居されている方の負担というのは、どれくらい、どんなものをどんなふうに負担されているのかをお願いします。

○教育企画係長 水道料ということですか。家賃もですか。

○柴田博委員 水道料以外も含めてです。

○教育企画係長 家賃と光熱水費の関係は、御自身でお支払いいただいているという形になります。

○柴田博委員 ちなみに、家賃はどれくらいの金額なのか、分かったらをお願いします。

○教育企画係長 家賃は住んでいる部屋によっても違うのですが、1万円だとか、その前後くらいが大体多いというところでは。

○柴田博委員 別の問題でいいですか。

○委員長 どうぞ。

○柴田博委員 221 ページの真ん中辺りのスクールバスの関係ですけれども、児童生徒で利用されている人数が分かったら教えてください。

○教育総務課長 利用している学校は小中学校で9校ですけれども、人数は係長からお答えいたします。

○学校運営係長 正確な人数は、今手元にありませんので、後ほどお答えいたします。

○柴田博委員 それと、スクールバスに使っている車両というのは専用のバスをみんな使っているのか、それとも地域振興バス等で共用の部分もあるのか、その辺はどうでしょうか。

○学校運営係長 路線によりまして違いますけれども、専用のものを持っている場合と、地域振興バスを使っている場合と、あとはスクールタクシーを使っている場合もあります。

○柴田博委員 スクールタクシーというのは、どのようなもので、どの程度使われているわけですか。

○学校運営係長 バスですと、マイクロでも十数人乗りということになりますけれども、それ以下の、例えば檜川小中学校みたいなどは数人の利用になりますので、そういった場合は、のり一とみみたいな車両を運行しているということでスクールタクシーと呼んでおります。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 223 ページ、社会人権教育推進事業、先ほど説明の中で、豊かな心を育む市民の集いでジェンダー平等について行ったということでありましたが、総合文化センターの講堂の会場で、あふれるぐらいの人に参加いただいて、盛り上がった内容だったと思えました。ジェンダー平等は、日本は大変遅れている内容でありますので、また今後ともこういった内容も実施していただきたいと思っておりますので、それは1つ、これからもそうしてくださいという要望とさせていただきます。

その下の白丸の人権推進啓発事業の一番下、CAP研修委託料のところでお聞きをしたいと思います。コロナ禍によっていろいろな制約もあって、研修の対象はいろいろな形態で取られているわけなのですが、令和3年度は、対象者はどのような状況で行われたのかについて教えてください。

○社会教育スポーツ課長 令和3年度CAP研修につきましては、広丘小学校、吉田小学校、木曾檜川小学校で予定どおり実施させていただきました。対象クラスとしては、それぞれ3年生、4年生、5年生の1クラスから4クラスまでありますが、教職員研修、大人研修、子ども研修とも全て予定どおり実施いたしました。

○丸山寿子委員 学校内においては予定どおり行うことができよかったですと思います。地域においても、登下

校の際とかいろいろなところで地域の人に知ってもらうことが大事なので、呼んで行ってきたような経過、あるいは保護者も参加するような形も過去にはあったと思います。コロナなのであまり広げられないということもあるかとは思いますが、学校でそういったことを行っているということを何らかの形で知らせていただくように学校にもお願いをしてほしいと思います。

コロナで虐待等々も増えていたりする中で、いじめのこともそうなのですが、被害者というか、自分が悪いというように思わなくていいように、しっかりとした啓発を、本人を救うための啓発でもあるわけですので、その辺について周知もお願いできたらと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 CAP研修のプログラム自体は、大人のワークショップは基本的に保護者、PTAの方を該当にしておりますが、コロナの感染状況も見ながら、学校運営協議会等でまた地域へも啓発をさせていただきまして、ニーズ的な余裕があれば一緒に受講していただくということも検討をしてみたいと思います。いずれにしましても、小学校在学中に必ず1回は受けていただくという研修で継続しておりますので、子どものみならず保護者も含めまして、この研修の成果を長い目でしっかりと継続して啓発をすることによって、いじめのない明るい社会につながるように努力をしてみたいと考えております。

○委員長 ほかにありますか。

○横沢英一委員 義務教育学校についてお聞きをしたいのですが、今、課長のお話を聞くと、校舎の建設には相当いろいろな補助だとか交付金が使われていることがよく分かりました。決算説明資料でいきますと、今年からいよいよ義務教育学校が始まったということでして、私どもも住んでいるところは小さな学校なものですから、ある程度参考に聞かせていただきたいと思っているわけですが、義務教育学校ということで、初めてここが開校したので、当初の目的と同じように進んでいるのか、その辺はどうでしょうか。決算での質問では申し訳ないような気もしますが。

○教育総務課長 檜川小中学校につきましては、小規模校だからこそできるきめ細やかで、また、先進的で特色のある小中一貫教育を創出していきたいということで開校したところですので、これから、その部分につきましては、コミュニティ・スクールの皆様等のお力も借りながら、その方向に向けて進めていきたいと考えております。

○横沢英一委員 目的はそういうことだと思うのですが、そういうことに向かって先生方も地域の皆さんも進んでいると聞いたわけですが、基本的なことで、小学生と中学生は何人ずつおられるのでしょうか。

○こども教育部長 檜川小中学校の児童生徒数ですが、私から。今年度の5月1日現在、まず小学生、前期課程の人数が55人になっています。1年生から6年生までです。それから中学校が、こちらは1年生から3年生で41人になっていますので、合わせますと96人という状況です。

○委員長 ほかにありますか。

○牧野直樹委員 225ページの学校管理委託料、シルバー人材センターと委託契約を結んでいるというお話でしたが、もう少し、どういう委託内容か教えてください。さっき、朝、鍵を開けるというようなことを言っていたのですが、そればかりではないですね。

○教育総務課長 シルバー人材センターの委託につきましては、児童生徒の皆さんが来る前に鍵を開けたりするとなりますと、かなり早く行って準備をしていただかなければいけないということです。集中管理室の会計年

度任用職員もおりますけれども、勤務時間がそれより早くなったりするものですから、そういうこともありまして、シルバー人材センターの方に朝早く学校の鍵を開けていただいたりですとか、あとは、簡単な軽微な作業みたいなものもお願いしているところです。

○**牧野直樹委員** 朝、小中合わせて何校の鍵を開けますか。シルバー人材センターが何校の鍵を開けているのか、学校の数。委託料の明細にないものだからお聞きしているのだけれど。この委託のところに載っていない。だから、それを聞いている。鍵を開けるだけで1,300万円というのは、どこの会社でも受けると思うけれど。

○**こども教育部長** 私から補足させていただきます。こちらについては、各小中学校1人ずつ、シルバー人材センターから人材を派遣していただいております。大体、勤務時間が半日程度になっておりまして、主なお仕事になると、夏場の草刈りですとか、剪定作業、こういったことが主になってきます。場所によっては、門扉を開けたりですとか、あるいは冬場の石油をタンクに入れてくれたりですとか、そういったこともしてもらっております。

○**牧野直樹委員** 分かりました。

○**赤羽誠治委員** 220ページの義務教育学校の関係なのですが、直接この関係ではないのですけれども、檜川中学校は今どうなっていますか。本来は中学校費のところで開催ばいいのですけれども、教えてください。

○**教育総務課長** 旧檜川中学校の後利用につきましては、8月中旬に庁内で後利用の募集をしたところです。庁内からは、体育館につきましては社会体育の関係で利用したいという要望がありましたけれども、それ以外は今のところない状況です。この後につきましては、次は地元の方に後利用について御相談といえますか、何かいいお考えがないかということをお願いしていく予定です。

○**赤羽誠治委員** 社会体育という話が今出ましたけれども、旧檜川村の体育館、あそこの状況はかなり危ない状況。玄関は天井が落ちそうだから通らないでください、フロアへ行けばカーテンがぼろぼろ、日が入ってきてプレーもできないという形であります。これから部活動が地域へ移行という部分がありますから、その辺はしっかり考えていただいて、早急に何かしろということではないのですが、せつかく檜川の体育館も使える状況であります。なので、その辺を考えてもらうということと、今、電気も水道も全部切ってしまって何も使えないという話を地元の人から聞いたのですが、その辺はどうなのでしょう。

○**教育総務課長** 委員から、水道等止まっているというお話でしたけれども、現在は、まだ使える状況になっております。電気も使える状態です。

○**赤羽誠治委員** 分かりました。ぜひ、社会体育で使えるような形、その辺を考えてもらえればと思います。要望にさせていただきます。

○**委員長** 公共施設の今後の管理計画がありましたよね。現在の旧檜川村の体育館はどういう予定になっているか、分かる方はいらっしゃいますか。

○**社会教育スポーツ課長** 具体的な方針はまだ決定はしておりませんが、補助金を使って建てている建物ですので、補助金の適正管理期間が過ぎた後は、廃止の方向で検討させていただいております。

○**委員長** ほかにありますか。

○**副委員長** 今の話の続きなのですが、現状は赤羽委員が言われるような状況だとか、今、委員長がお尋ねになった、その辺は皆さん御承知だと思うのだが、実際にカーテンの問題も営繕ができないかと、そして、大会を

そこでやりたいが支障があるわけです。朝日や日が差してしまっていてできないから直してほしいと言ったら、お金がたくさんかかるのでやりませんという、とても寂しい返答しか返ってこなかった経過が去年もありました。

そういう中では、中学校の体育館が使えるようになるので社会体育館に投資はしない、ずっとこのままお金がかからないということかと見てきたのですが、そのあたりの方針というのは、今言われる廃止の方向ですか。それはいつまでか、利用者がいるのに営繕も入れないと、そういう意味ですか。

○**社会教育スポーツ課長** 基本的には、安全に関わる部分につきましては、最低限必要な部分は修繕をしております。先ほど、赤羽委員から玄関の天井が落ちそうだという御指摘もありましたが、雨漏りしておりまして、その応急処置をした上で簡易復旧をするなどの対応をしております。ただ、将来的な廃止を今検討しているものですから、ここで10年、20年使える、例えばカーテンを数百万円かけて投資をしても、10年、20年先にはカーテンのまだ使える時期に廃止をしなければいけない状況になり、投資の無駄になってしまいます。

その辺の時期を見計らいながら、でき得るなら、旧檜川中学校の体育館に機能を移したいという気持ちでおります。ただ、中学校跡地を全体で活用するため、社会体育館として使用できないという状況に陥れば、また、それはそれで方針の見直しを迫られますが、そういった部分も含めて総合的に対応させていただきたいと考えております。

○**副委員長** 意味は私も分かっているつもりだし、現状、その方針がいけないということでは多分ないと思いますが、例えばカーテンの話は、見ていただくと分かるけれど、悲惨な状況です。用をなさないなら、新しいものに替えてもいいけれど、あの状態をずっとというのは、使っている人たちのモチベーションも下がるし、機能も本当に果たしていない状況なので、外すくらいはできるのではないかと。

いずれにしても、あの現状をあのままずっとなのか、では、決まるまでいつまでなのか。課長からよく見ていただいて、使っている方々に聞いてみてください。どちらにしても、あの状態ですずずと行くのは、本当に使う者をばかにしてはいないかと、そういう言い方もしていましたので、ぜひ声を聞いて、対応をお願いしたいと思います。これは要望にさせていただきます。

○**委員長** ほかにありますか。

○**西條富雄委員** 225ページ、学校施設集中管理の関係ですが、2021年4月27日に宮城県で防球ネットの死傷事故があって、その後、各校のそういった施設の点検をなささいという指示が出たと思います。8月14日にその結果が出たのですが、学校施設の詳細点検をした中で、全国で1,298か所あったという中で長野市も見つかってしまっていて、長野市2校、バックネットと防球ネットが老朽化していますと。

この事故も、木製の防球ネットが根元から折れて、その下敷きになった子ども、小学校6年生が死亡してしまったということがありました。塩尻市が載っていなかったのも、ほっとしたのですが、その辺の防球ネットと、あるいは学校の施設等の点検はされたのでしょうか。その結果も教えてください。

○**教育総務課長** 担当の係長から答弁いたします。

○**学校運営係長** 委員、御質問の件ですけれども、その事故を契機といたしまして、学校の施設点検、教頭先生に御依頼を差し上げて、緊急に点検を実施しております。その結果、直ちに危険だと判断をされるような防球ネット等の類いはありませんでした。また、これと併せて、私ども、遊具ですとかそういう体育設備等は毎年度保守点検をやりまして、特に危険だというものについては営繕修繕等の対応、あるいは、こちらにあります集中

管理の職員が直営で修繕を実施しているという状況です。

○西條富雄委員 心配するのは、2021年4月27日にそういう事故が起きたのですけれども、その結果、2022年2月、今年の2月になって、必要な安全管理を怠ったとして業務上過失致死傷容疑で当時の校長とそれを管理する施設の長が書類送検されているのです。点検を怠っていることによって、そういった重大なことも発生するというので、今後もその辺も考えていただいて、門扉等々も含めて管理をお願いしたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

ないようですので、227ページまでは終了といたします。

次に、226ページ、2項小学校費から、241ページ、4項幼稚園費までの説明を求めます。

○教育総務課長 決算書の226、227ページ、2項小学校費1目学校管理費、白丸の小学校管理諸経費につきましては、小学校の管理運営に係る光熱水費、各種検査料、委託料等、基本的な経費のほか、会計年度任用職員として小学校でのティームティーチング講師8人、学校事務職員3人、外国籍児童支援員1人を配置いたしました。また、辰野町が管理している両小野中学校の運営に係る経費としまして、辰野町塩尻市小学校組合負担金を2,000万円余支出いたしました。

228、229ページ、一番下の白丸、小学校施設改善事業につきましては、小学校施設の営繕修繕料等、一般的な維持管理、整備等に関する経費を支出したものです。

230、231ページ、上から3つ目の白丸、小学校英語活動サポート事業につきましては、教員の英語力の向上や指導力向上を図るとともに、担任教諭、英語専科教員、国際理解講師、ALTが連携して、小学校における英語教育の推進を図りました。

2つ下、小学校仮設校舎整備事業につきましては、桔梗小学校の児童増加に伴う教室不足を解消するために仮設校舎をリースしたもので、5年リース後に無償譲渡されるものです。

続きまして、小学校管理諸経費（繰越）につきましては、学校における感染症予防対策支援として、消毒液等の保健衛生用品の追加購入や子どもたちの学習保障支援として、空き教室等を活用して授業を実施する場合に必要な備品等を購入したもので、各学校から要望を聴取する中で、必要な経費について学校配分予算として活用をいたしました。

その下の白丸、小学校トイレ改修事業（繰越）につきましては、老朽化した桔梗小学校のトイレの改修をし、便器の洋式化、照明のLED化を行い、施設の長寿命化を図るとともに、教育環境の改善を図ったものです。令和2年度に国庫補助の採択を受けたことから、令和2年12月に増額補正をしたもので、今回予算を繰り越しまして、令和3年度に工事を実施いたしました。財源は、学校施設環境改善交付金及び学校教育施設等整備事業債です。

その下の白丸、小学校防災機能強化事業（繰越）につきましては、桔梗小学校の受水槽及び高架水槽の耐震化による機能強化を図ったものです。令和2年度に国庫補助の内示を受け、令和2年度3月に増額補正をしたもので、予算を繰り越して令和3年度に工事を実施いたしました。財源につきましては、学校施設環境改善交付金及び防災減災国土強靱化緊急対策事業債で対応いたしました。

232、233ページ、2目教育振興費の白丸、教育振興諸経費につきましては、各学校で行う教育振興に資する経費で、学校に配分して執行する消耗品費、教材、備品購入費、図書購入費等のほか、学力向上助成金として、

英語検定や算数検定を受検する児童の保護者に対して受検料の一部を補助したものです。

続きまして、教育振興扶助費につきましては、学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品、給食費、校外活動費等の支給をしたものです。

次に、小学校情報教育推進費につきましては、各小学校に配置している情報機器等の維持管理に関する経費を支出したものです。

GIGAスクール推進事業につきましては、GIGAスクール構想の実現に向けた学習活動の一層の充実と、主体的、対話的で深い学びの視点から、授業改善を支援するための経費を支出したものです。児童生徒1人につき1台整備したタブレット端末の活用を推進するため、ICT支援員を配置し、学校の状況に応じた支援を行いました。また、家庭学習時の学びを保障するため、通信環境のない家庭へモバイルWi-Fiの貸出しもいたしました。

次に、3目給食施設費の2つ目の白丸、給食運営事業諸経費につきましては、小学校児童及び教職員に給食を提供する経費で、直営による自校給食に係る経費を支出したものです。自校給食により安全安心でおいしい給食と、栄養教諭、栄養士が行う食育を通して児童生徒の心身の成長を支援するとともに、食物アレルギーの児童生徒に対する完全除去食の対応を実施してまいりました。

234 ページ、3項中学校費1目学校管理費から、239 ページの3目給食費までは、主な部分の決算の構成が小学校費とほぼ同じですので、中学校費に限られる部分について御説明いたします。

それでは、238、239 ページ、上から3つ目の白丸、中学校仮設校舎整備事業につきましては、令和2年度から使用している広陵中学校の仮設校舎のリース料で、5年間のリース後、無償譲渡を受けるものです。

その下の白丸、中学校プール改修事業につきましては、老朽化した広陵中学校のプールを改修し、安全性の向上と教育環境の改善を図ってきたものです。

240、241 ページ、4目塩尻西部中学校建設費、白丸、塩尻西部中学校長寿命化改良事業につきましては、学校施設の建物の機能回復、多様な学習形態への対応や省エネルギー化等の機能向上を図り、建築後80年以上の長期的な施設利用を目指したもので、令和3年度はトイレ改修及び予防的改修等の実施計画、実施設計を行いました。繰越明許費の1億8,590万円につきましては、監理委託料410万円、工事請負費1億8,180万円を令和4年度に繰り越したものです。工事につきましては、本年度、一般競争入札により北信・塩尻建友特定建設工事共同企業体との契約に至りました。

次に、5目丘中学校建設費の白丸、丘中学校大規模改修事業（繰越）につきましては、丘中学校の屋内運動場の改修、トイレの洋式化など大規模改修を行い、教育環境の整備をしたものです。令和2年度に国庫補助の内示を受け、同年度3月の定例会で補正対応し、令和3年度に予算を繰り越しまして、工事を実施したものです。財源につきましては、学校施設環境改善交付金、学校教育施設等整備事業債、防災減災国土強靱化緊急対策事業債で対応いたしました。私からは以上です。

○こども課長 続いて、4項幼稚園費1目幼稚園費をお願いいたします。備考欄の白丸、私立幼稚園支援補助金は決算説明資料87ページも併せて御覧ください。こちらは、私立幼稚園の円滑な運営を促進するとともに、保護者の経済的な負担軽減を図るため、市内在住児童が通園する市外の幼稚園も含めて補助金を交付したものです。最初の黒ポツ、私立幼稚園運営費補助金4園につきましては、市内の私立幼稚園2園に定額補助として1園

当たり 80 万円に児童数割として園児 1 人当たり 9,000 円を 119 人分加算したもの、また、市外の幼稚園 2 園に対しましては園児数割のみ 17 人分を補助したものです。次の黒ポツ、私立幼稚園障害児就園奨励費補助金 3 園につきましては、手厚い教育が必要となる障がいのある児童を受け入れた市内私立幼稚園 3 園に対して、児童 1 人当たり月額 1 万円 18 人分を在園月数分補助したものです。最後の黒ポツ、私立幼稚園副食費補足給付費補助金 3 園につきましては、幼児教育保育無償化に伴い実費徴収とされました副食費相当額について、国の免除規定により、低所得世帯等に対し副食費免除の補填をするため補助金を交付したものです。なお、財源につきましては、子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県ともに 3 分の 1 です。説明は以上です。

○委員長 それでは、ここで 10 分間休憩したいと思います。11 時 5 分再開をお願いいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

○教育総務課長 先ほど柴田委員からスクールバスの利用人数の御質問をいただきましたけれども、調べまして、年間で令和 3 年度 295 名の利用がありました。

○柴田博委員 聞きたかったのは、年間の合計ではなくて、常時何人くらいが利用されているのか。

○教育総務課長 係長からお答えいたします。

○学校運営係長 今の件ですけれども、先ほど課長から説明もありましたけれども、小学校は 4 キロ以上で中学校は 6 キロ以上ということです。その基準で行くのですけれども、冬になりますと危ない区間もありますので、中学生を 6 キロ未満でも乗せています。その合計で、学校ごとに申し上げますと、塩尻東小学校が 26 名、宗賀小学校が 110 名、洗馬小学校が 9 名、片丘小学校が 23 名、檜川小中学校の小学校が 8 名、冬期間ですと、小学校ではマックスで 176 名が常時利用していることとなります。

中学校を申し上げますと、塩尻中学校が 7 名、西部中学校が 83 名、両小野中学校が 8 名、あと檜川小中学校の中学校が 12 名です。あと、両小野小学校につきましても 9 名が利用しております。それらを足したものが 295 名ということになっております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 それでは、先ほど説明があった部分について質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○副委員長 231 ページの小学校英語活動サポート事業についてですが、ALT の先生は全部で何人くらい市内にいますか。お聞きしたいのは ALT の皆さんの待遇で、専任で教師をやっている、教師と同じくらいの待遇というか給料なのか、それとも時間によって時給あるいは日給、そういったことで精算をしているのか、実態はどうなっていますでしょうか。

○教育総務課長 ALT につきましては、JET プログラムという外務省の外郭団体から雇用している先生につきましては月給制で、月給 30 万円でお支払いしています。そのほかは、民間から委託契約をしておりますので、委託料の中で、委託先の会社から先生方にお支払いいただいているということに現在なっております。

○副委員長 分かりました。民間の契約というのは 1 年契約で、会社と契約、派遣形態で来ていただいているということですか。あと、人数は学校の数ということですか。

○**教育総務課長** 担当の係長からお答えいたします。

○**学校運営係長** まず、民間委託の外国支援講師につきましては、年間 210 日勤めていただくという条件で 3 年契約を締結しております。人数は 5 名です。小学校と中学校、それぞれで予算を取っております、小学校区、中学校区で 1 人ずつですので、合計で 5 名分を小学校の予算と中学校の予算で半分ずつ分けて計上しております。ですので、民間委託の ALT につきましては 5 名というようになっております。

○**副委員長** それと、30 万円の先生方を何人ですか。

○**学校運営係長** 令和 3 年度は、JET プログラムを利用したのは 1 名です。

○**委員長** ほかにありますか。

○**永田公由委員** 227 ページの小学校管理諸経費のうち、上下水道使用料は決算 3,500 万円なのですが、これは当初予算で 4,500 万円組んである。1,000 万円違うのだけれども、その大きな理由は何でしょうか。

○**教育総務課長** 担当の係長からお答えいたします。

○**学校運営係長** 令和 3 年度当初予算につきましては、平常時と同じような計上をしております。ただ、令和 3 年度は、例えば夏休みのプールを行わなかったりしたものですから、実績につきましては 3,500 万円となっております。

○**永田公由委員** 231 ページの小学校補助交付金のうち、一般通学補助金 2 万 4,000 円、遠距離通学費補助金 1 人分とあるのですけれども、これはどの小学校でどこから通っていて、こういった補助金が出るのかということ は分かりますか。

○**教育総務課長** 担当の係長からお答えいたします。

○**学校運営係長** 本来であれば、スクールバスに乗せてあげたいところなのですが、スクールバスが通れない、東小学校の金井地区だったと思いますけれども、そちらの子どもに対しまして 1 名分遠距離通学の補助を行っております。

○**永田公由委員** それはいわゆる距離、例えば、さっき言った 4 キロとか 6 キロとかという距離でやっているわけですか。

○**学校運営係長** そのとおりです。

○**永田公由委員** 実は、私の近所から檜川の義務教育学校へ今年 4 月から通っている子どもがいるのですけれども、この方はお母さんが朝晩送り迎えをされているのだけれど、こういった方には、こういった補助金というものが出ますか。

○**学校運営係長** 現在、指定校変更ですとか区域外就学の場合につきましては、補助金は出ておりません。

○**柴田博委員** 233 ページの一番下の給食運営事業諸経費の中の給食費 1 億 8,500 万円余ということですが、この主な支出内容を教えてください。

○**教育総務課長** 主なものは食材費です。

○**柴田博委員** 歳入の保護者から集めた給食費は 1 億 9,800 万円余なのですが、それよりも少ない食材費というのはどういうことになるのですか。

○**教育総務課長** 担当の係長からお答えいたします。

○**学校運営係長** 御説明申し上げます。決算書の 235 ページを御覧いただきまして、上から 3 つ目の黒ポツ、炊

飯加工業務委託料、ここも保護者から徴収いたします給食費を財源しているということになりますので、これと先ほどの給食費等を合算したものが給食費を財源としているものということになるものですから、これを合計しますと、給食費よりも歳出の額が、頂いた額よりも歳出の額が上回るということになるというものです。

○柴田博委員 保護者から集める給食費とは食材費ということで、例えば、給食調理員の方が調理をする人件費とかそういうものは全部市の負担になっているわけですね。そうすると、お米を炊くという場合も、米の値段はもちろん食材に入るかもしれませんが、それを加工したりするお金というのは、本来、市が持つべきではないのでしょうか。

○子ども教育部長 考え方といたしまして、お米は御飯のもとになるのですけれども、食すときの御飯として提供するという考えで我々は過去からやってきておりますので、各学校で炊飯できない学校もあるものですから、こういう炊飯加工委託というのをしておりますので、御飯として提供するという食材という扱いで対応しているところです。

○柴田博委員 235 ページの上の炊飯加工業務委託料というのは、お米の代金は除いて加工に要する委託だけということですか。

○子ども教育部長 そのとおりです。

○柴田博委員 そうであれば、この金額については、本来、市で負担してもいいのではないかと思いますので、よく検討していただきたいと思います。

それから、もう1点いいですか。231 ページの一番下の桔梗小学校の貯水槽の耐震化工事ですけれども、3,700万円余とかなり高額なのですけれども、どんなタイプの貯水槽で、容量はどれぐらいで、耐震化工事といった場合に、どういった工事をやったのか、分かたらお願いします。

○教育総務課長 担当の係長からお答えいたします。

○学校運営係長 お答えいたします。貯水槽の容量ですけれども、従前 18 立米というものでしたけれども、これを 30 立米に増やしたということです。それと、耐震化ということがありますので、水平方向に 1.5Gとかいう基準があるようなのですが、こういったものに耐え得るものとして整備をいたしました。

○柴田博委員 既設のものを工事して耐震化したのではなくて、新しいものを取り付けたということですか。

○学校運営係長 おっしゃるとおりです。

○柴田博委員 そうすると、その工事の名前と、そういうようには受け取れない。既設のものを、耐震化されていないので工事をして耐震化、地震が起きても平気なように直したというように取ったのですけれども、そうではないわけですか。

○学校運営係長 既設のものをそのまま使ったということではなくて、新しいものに更新しております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 先ほどの炊飯加工費、235 ページにありますガススチームコンベクションオーブン、業界ではスチコンとすぐ言うてしまうのですけれども、これは非常に調理しやすく、経験の浅い方でもプロに近い調理ができると非常に重宝されているのですけれども、今回、桔梗小学校に配備されたということですが、これについて、市内の給食室は全部これになっているか、その辺をお知らせください。

○**教育総務課長** 市内の学校は、全てスチームコンベクションオープンが入っております。

○**西條富雄委員** 理解しました。いいです。

○**小澤彰一委員** 先ほどの永田委員の質問に関連してですが、義務教育学校が令和6年度から特認校を導入すると。つまり、通学区を指定から外してもらって、檜川小中学校へ通学できるようにする。この場合、当然補助金の対象になると思うのですけれども、これは、ぜひ募集の際に盛り込んでいただくことと、それから、私、2年後にやればいいのかと想着っていたら、既にそういう通っている方がいるという、先ほど永田委員の話で初めて知ったのですけれども、せめて地域振興バスが、今スクールバスに兼用されていますけれども、運行のルートだとか停留所なども、ぜひ検討していただきたい。すぐに無理でしょうから、来年度の改定あたりから、ぜひそういうことをやっていただければ、保護者の方の利便性も高まるかと思えます。ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。何か予定があれば教えてください。

○**教育総務課長** 小規模特認校制度は数年後に実施する予定です。区域外の通学になるものですから、現在のところは補助の制度がありませんけれども、せっきく初めて市内でも対応する学校ですので、そこは検討していく方向でいきたいと考えております。

○**委員長** ほかにありますか。

○**牧野直樹委員** 細かい話になりますが、227 ページの小学校管理諸経費の中の一番下の警備委託料小学校9校分の227万400円とありますが、別冊の委託料の明細を見ますと、警備委託料セコム上信越株式会社ということ、小学校分8校となっていますが、1校は違うところに警備を依頼しているということですか。それと、小学校名、ほかの1校はどこか。僕が計算したら、8校あって、檜川小学校が入っていないのだけれども。檜川小か、どこかの小学校1校が別会社と契約をしているということですか。教えてください。

○**教育総務課長** 担当の係長からお答えいたします。

○**学校運営係長** 委員、御指摘のとおり、1校、別の会社に御依頼しております。その学校につきましては広丘小学校です。広丘小学校につきましてはALSOKに委託をしております、委託料につきましては、年額で税込み26万4,000円ということになります。この26万4,000円と、明細書にあります200万6,000万円余を足していただきますと、決算書の合計額という形になります。

○**牧野直樹委員** ありがとうございます。

○**委員長** ほかにありますか。

○**小澤彰一委員** 先ほど鍵の管理で、朝、シルバー人材センターの方に委託をして鍵を解錠するという話があったのですけれども、もしセコムだとかALSOKに依頼していると、通常、機械警備と言っているけれども、鍵を職員がセットして開けるということが可能だと思うのですが、職員のいないところでもって、生徒児童が校舎内に入るということを想定しているという意味なのですか。そこら辺のことを教えてください。

○**こども教育部長** 警備委託については、学校に職員等、全くいない中で、例えば空き巣ですとか、そういったものの被害を防ぐためにお願いしているものです。

○**小澤彰一委員** 私がお尋ねしたのは、鍵をシルバー人材センターの方が開けるということの意味なのだけれども。つまり、シルバー人材センターの方が鍵を開けるということは、児童生徒がその中に入るということです。職員が、教師だとか、あるいは一般の職員がいないところでも児童生徒が入ることを想定しているのかとい

うことをお尋ねした。

○**こども教育部長** シルバー人材センターの職員が開けるといのは、ほとんど私も聞いたことがないところではあるのですが、実際には開けているところもあるかもしれません。ただ、通常どおり学校が開かれるときに、先生が来る前に開けておいて部屋を温めておくですとか、そういった場合に、シルバー人材センターの方が開けるとい形になるかと思えます。今現在、学校は、鍵の管理についてはキーボックスにマスターを入れておくだけにしてありますし、関係者しか開けることができないような状況で管理しております。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**古畑秀夫委員** 小中学校の管理諸経費の中で、エアコンが全校入って、全部の部屋ではないと思いますが、電力使用料というのはエアコンが入った関係でどの程度上がったのかどうか、分かればお聞きします。

○**教育総務課長** どの程度上がったかが確認できていないものですから、また調べてからの答えになりますけれども、申し訳ありません。

○**こども教育部長** 補足させていただきます。私が昨年度、課長だったときに一昨年と比較してみたところ、電気利用料金についてはほぼ変わらずに決算が出ました。逆に燃料費、ガス式のところもあるものですから、そこが少し伸びてきたという記憶がありますので、昨年についても同様かと思っております。

○**古畑秀夫委員** 電気の場合とガスの場合と両方あったのですか。結構です。

○**柴田博委員** 231 ページの真ん中より少し下の小学校仮設校舎整備事業ですけれど、桔梗小学校の校舎について、5年リース後、無償で譲渡ということですが、5年リース後も校舎として使うということですか。

○**教育総務課長** 委員おっしゃるとおりです。使用する予定です。

○**柴田博委員** それは、恒常的に、ある特定の子どもたちだけがそういう校舎で学習するということになるわけですよね。もっと根本的な対策等は考えられないのでしょうか。

○**こども教育部長** 桔梗小学校、それから広陵中学校は、児童生徒数増加によって行く予定の中で、当面、仮設校舎という形でプレハブ式の校舎を用意しました。長い目で見ますと、多分 20 年後ぐらいには、また逆に児童数が減っていくことも想定されますので、比較的費用をなるべくかけずに、こういった形で子どもたちの受入れをしたいということで考えたものです。多分、耐用年数的にも 20 年から 30 年耐用年数がありますので、安心して使えるものと思っております。

○**柴田博委員** 仮設の校舎で実際に 20 年も使えるのですか。

○**こども教育部長** 昔のプレハブ小屋とは全く違うものです。プレハブ工法という工法で建てるものでして、今の校舎、本当に一般のお宅と変わらないような形で造られていますので御安心いただければと思います。

○**柴田博委員** いいです。

○**委員長** ほかにありますか。いいですか。

それでは、241 ページまでは終了といたします。

次に、240 ページの 5 項 1 目社会教育総務費から 249 ページの 3 目公民館費まで説明を求めます。

○**社会教育スポーツ課長** 決算書 240、241 ページ、5 項社会教育費 1 目社会教育総務費、説明欄 2 つ目の白丸、生涯学習支援事業につきましては、社会教育委員報酬であるとか、ロマン大学事業補助金のほか、社会教育全般に係る経費を執行したものです。

242、243 ページ、1つ目の白丸、全国短歌フォーラム事業につきましては、昨年は第 35 回全国短歌フォーラム in 塩尻でしたが、大会はコロナの影響により中止といたしました。投稿歌の選考と賞の決定を行いまして、作品集を発行しております。なお、投稿者、投稿歌数ともに、一昨年とほぼ同数となっております。

次の白丸、文化会館運営事業につきましては、指定管理料です。

その下の白丸、文化会館改修事業につきましては、工事請負費等明細書 44 ページの上段にも記載をいたしましたが、文化会館の空調自動制御機器の更新工事、また、受電設備更新工事などを実施したものです。財源といたしましては、合併特例交付金また公共施設等適正管理推進事業債を充てたものです。

次の白丸、成人式運営事業につきましては、令和 3 年成人式開催を 11 月 27 日に、令和 4 年成人式を 1 月 9 日に開催いたしました経費となります。

その下の白丸、公民館分館施設整備事業につきましては、備考欄に記載しました 4 つの分館施設につきまして改修の補助金を交付したのとなっております。

次の白丸、吉田西防災コミュニティセンター運営事業につきましては、指定管理料となっております。

続きまして、2 目総合文化センター管理費、1 つ目の白丸、総合文化センター管理事業につきましては、施設の維持管理に係る経費を執行したものです。主な財源といたしまして、総合文化センター使用料などを充当しております。

244、245 ページ、3 目公民館費、備考欄 1 つ目の白丸、公民館事業につきましては、各地区の地区公民館長、分館長及び分館主事の報酬であるとか、市内 10 地区の地区公民館への事業委託料などとなっております。

246、247 ページ、説明欄 1 つ目の白丸、学校開放事業につきましては、塩尻西小学校、西部中学校、丘中学校、この 3 校の特別教室棟などの学校開放施設を市民の皆様に開放いたしまして、学習施設として利用いただいている経費となっております。

次の白丸、公民館施設管理事業につきましては、主に、大門公民館、高出公民館、檜川公民館の施設管理費となっております。

3 つ目の白丸、北部交流センター管理諸経費につきましては、北部交流センターえんてらすの管理運営に係る経費となっております。説明は以上となります。

○**委員長** それでは、ただいま説明のあった部分について質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**丸山寿子委員** 243 ページ、全国短歌フォーラム事業で、第 35 回については大会中止、投稿歌の作品集は発行ですが、投稿数は少し伸びというか横ばいというか減っていないということでもありますけれども、投稿者の傾向といたしますか、若い人たちも結構最近増えていると思うのですが、その比率までは分からないまでも、傾向というか、その辺についてどうなのか教えてください。

○**社会教育スポーツ課長** 全体的な傾向といたしましては、従来どおり 60 代、70 代、80 代の方が主な投稿者となっております。ただ、若い世代でも、人数は少ないものの、20 代ですと 20 名であるとか、10 代が 9 名というような形で、一昨年と比べて若干増加はしている現状です。

○**丸山寿子委員** 選者の傾向もあって、入賞する方たちに若い人たちが増えてきているので、若い人たちももっと増えているかという感じはしていました。大会が開かれていたときは、県外からも結構若い 20 代、30 代で

すか、塩尻に来てはいましたので、引き続きどうPRするかといっても、一般的なPRしかできないとは思いますが。最近、短歌の傾向も変わってきて、かつてのような古語体でないと、という傾向が減ってきて、ハードルが低くなった部分もあると思いますので、いろいろな媒体を駆使して、また若い世代にもこの情報が届くように努力をしていただけたらと思います。もし何かコメントがあればお願いします。

○社会教育スポーツ課長 私どもとしましては、若い世代の取り込みは大変重要だと思っておりますので、引き続き、あらゆる機会を通じましてPRに努めてまいりたいと思います。

○永田公由委員 短歌フォーラムもコロナで大会ができないということで、投稿だけを受けているわけですが、35回やったのだから、この辺で一旦立ち止まって、短歌フォーラム自体、どうあるべきかということを見直す時期に来ていると思うのです。というのは、幾ら全国短歌フォーラムを塩尻でやっていますと言っても、市民の中に短歌愛好者が広がっているようには見えないし、大会をやらないと、結局、経済的にも何のメリットもなく、ただお金が出ていくだけです。これをいい機会にして、在り方から含めて検討すべき時期に来ていると思いますので、ぜひ見直しの点、よろしくお願ひしたいと思います。これは意見として申し上げておきます。

それから、もう1点、その上にあるロマン大学ですけれども、これも受講する生徒が少なくなってきていて、やはり曲がり角に来ているかという感じなのですけれども、ロマン大学は去年何人の方が受講されているか、その辺、数字を教えてください。

○社会教育スポーツ課長 令和3年度につきましては、1学年が39名、2学年が32名という形で受講をいただきました。2学年の募集人員が60名に対して32名でありましたし、コロナも踏まえまして、1学年は50人の募集をかけましたところ39名ということで、若干一昨年よりは上向いた部分はありますが、今後、いろいろな部分に検討は加えていきたいと考えております。

○委員長 ほかにありませんか。

○赤羽誠治委員 245 ページですけれども、総合文化センター管理事業の関係なのですが、学習室の椅子の状況が非常に悪いのです。その辺、事務局といいますか、そちら側で把握しているのかということをお聞きしたいのですけれども、とにかく前にへたってしまっていて、1時間も会議をやったら腰が痛くて座ってられない。足を踏ん張らないとどんどん落ちていってしまうという状況なのですけれども、その辺も見て、順次入替えといいますか、更新をしてもらえばと思うのですが、お考えをお願いします。

○社会教育スポーツ課長 大変申し訳ありません。椅子につきましては、確かにどの会議室も経年劣化が進んでいるものもあります。職員が定期的に、下のPタイルが傷まないように、ついているプラスチックが脱落したものを取り付けるであるとか、壊れかかった椅子を撤去するなど、対応しておりますが、長い目で見まして必要な措置は講じてまいりたいと考えております。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 247 ページ、学校開放事業なのですが、体育館とかそういうものの学校開放もこのところでやっているというそういう形でしょうか。もしそういうことであれば、お聞きしたいのですが、学校開放の電灯使用料が上がりました。今、小中学校の体育館、かなりLED化になっていて、電気料についてはそんなに上がらないとは思いますが、今回上げた理由は、どのような理由で上げたのでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 247 ページの学校開放事業につきましては、芸術文化に限定したものの3校分となっ

ております。社会体育の照明使用料につきましては、今、1回幾らという形でそれぞれ体育館の広さに応じてお願いをしておりますが、こちらの部分につきましては、例えば30分使っても4時間使ってもという形で同じ料金となっておりますので、そこら辺の部分が適正な受益者負担を求めることが重要かと考えておりますが、なかなか制度的に難しい部分がありますので、現在、研究をしているところです。ですので、徴収させていただいている電気料に該当する使用料につきましては、受益者からごく一部を頂いている、全体、水銀燈からLEDに変わったとしても、実際に使っている電気料よりも安価な部分で御使用いただいているものと、私としては理解しております。

○赤羽誠治委員　そういうことではなくて、使用する側としては、急に上げますと言われても、なかなか理解ができない。なぜ上げるのかということをきちんと説明したほうが良いという形です。したがって、安価であるからとか、そうではなくて、こういう状況でもって電灯使用料は上げさせていただきますという形であるべきではないかと。あと、今検討しているということですので、しっかり検討していただいて、説明をして、理解を得て使ってもらおうという形にさせていただきたいと思います。要望です。

○委員長　ほかにありますか。

○牧野直樹委員　243ページの短歌フォーラムです。先ほど永田委員から、いろいろ考える時期に来ているのではないかということをおっしゃった。私もそう思うのですけれど、当時、短歌フォーラムの第1回目は、私が職員で観光課にいた頃、観光課が初めてやった行事です。私もそこに入ってやっています、思い出深い文化的な催物だったということで、やっと35年たって、塩尻市の短歌というものが定着してきて、文化の薫る高い田園都市を目指す我が塩尻市においては、文化的なフォーラムというのは代表的なものがこの短歌フォーラムだと思います。ぜひ40年をめぐりに検討していただいて、市内の若い子も最優秀賞に選ばれたりもしていますので、やっとここへ来て、今、全国的に短歌も若者に支持をされてきていまして、何とかという先生の有名なテレビの番組でも短歌を取り上げられてやっていますので、もうしばらく我慢していただいて、頑張って短歌フォーラムを盛り上げていただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員長　ほかにありますか。

○副委員長　小さな費用なのですが、AEDの使用料が施設ごとに盛られています、例えば243ページの吉田西防災コミュニティセンターは8万3,000円、245ページの総合文化センターは5,500円、そして247ページの公民館施設では1万1,000円というように、AEDの使用料がこのように金額に差があるというのは、台数とか、どのような状況でこういう数字が出るのかお願ひします。

○社会教育スポーツ課長　AEDの使用料につきましては、それぞれリース期間がありますので、リース期間に応じて、その年度ごとに入札等の対応を取っておりますので、年度ごとに料金が違います。また、使用期限は一応定まっておりますが、リース期間を超えた場合も、再リースという形でパットのみを消耗品で交換して、再リースをした場合につきましては、さらに安価になるという体制になっております。

○副委員長　それは私も理屈は分かりますが、一方では8万3,000円、一方で5,000円という出方は、これは担当ごとに、今は契約ごとに精査した結果だとは思いますが、8万3,000円、年間リース使用料でかかるというのは、これもかなりだと思うのですが、実態はどうですか。

○社会教育スポーツ課長　ですので、吉田西防災コミュニティセンターを例に取りますと、2台で、現在、新

品を新たにリースをして、まだリース期間が満了していないので高いものになっておりますし、その次の総合文化センターの部分であれば、再リース、一度リースが切れたものを再リースしていますので安価になっているというような形になっております。

○副委員長 分かりました。たしか危機管理課の説明でも出てきて、市内何十か所あると。その管理の対応が施設ごとに、あるいは各学校には全部あるわけですか。これはリース代という形で出ていましたか。そのように市内の各全施設の対応の仕方などは、これを見て分からなかったのでも聞いたのですが、今の課長の説明でこの部分は分かったのですが、全体としてはどうなっているのでしょうか。今ここで、こども教育部長が答えられる範囲ではなければ、全体の姿が分かる資料があれば、後でも結構ですので、分かるものをいただければありがたいと思います。

○こども教育部長 小中学校の話が出ましたので、私から少しお話しさせていただきます。小中学校も決算書にもAED使用料という形で盛らせていただいています。先ほど、社会教育スポーツ課長が申し上げたように、同様の考え方で我々も学校についてもリースをかけておりますし、まだリース切れでも使えるものがあれば安価なもので対応していく、ぎりぎりまで使うというのは、庁内全体でも多分同じ考えで進めていると思いますので、御理解いただければと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 公民館事業の関連でお伺いします。各地区に地区センターとか公民館の分館とかそういったものがあるのですけれども、そこがまだエアコンが入っていない。手前どもの話ですけれども、堅石の場合はエアコンが入っていないものですから、区民センターも入っていないくて、天井の扇風機をつけたのですけれども、今年は特にまた暑かったものですから、戸を開けて、和室から扇風機を持ってきたりしてやっているうちに書類が舞ったりして、みんなから早くエアコンを入れてほしいという話になりました。空調設備をやるに当たっては、市役所のどこに相談に行けばいいのか、あるいはそういうものがあるのかどうか。それからもう1つ、全市的に、そういった地区センターとか公民館の分館とかそういうところには、空調が入っているのかどうかを教えてください。

○社会教育スポーツ課長 例えば、243 ページの白丸、公民館分館施設整備事業というものがあります。この補助金で市内各区の公民館の改修補助を実施しております。この補助金においてエアコンを設置するという区もありますので、もしそういった御希望があれば、行政連絡会議では区長に御案内をしておりますが、社会教育スポーツ課で対応しております。

○委員長 ほかにありますか。

ないようですので、249 ページまでは終了といたします。

続いて、248 ページ、4 目図書館費から 269 ページ、2 目体育施設費までの説明を求めます。

○図書館長 決算書 248、249 ページ、4 目図書館費について説明申し上げます。決算説明資料は 88、89 ページです。備考欄 2 つ目の白丸、図書館事業諸経費は、図書館本館、分館の運営に関する経常経費のうち、図書などの資料購入費、図書館システムに関する経費などを除いた経費です。司書業務を担う会計年度任用職員、本館 29 人、分館 30 人、小中学校 14 人の計 73 人により、図書館サービスの提供及び学校図書館との連携を行いました。本館、分館を含めた団体貸出も含めた貸出冊数は 72 万 55 冊と過去最高となり、市民 1 人当たりの個人貸出

冊数も 10.24 冊となり、過去最高でした。コロナ禍での市民生活で図書館サービスへのニーズが高まる中、感染症対策を徹底し、休館せずに運営した結果と捉えております。

次の白丸、市民読書活動推進事業は、絵本プレゼントの事業を初め、市民読書活動グループ及びPTA親子文庫など、市民による読書活動の推進に係る経費です。1つ目の消耗品費で、ファーストブック、セカンドブックの絵本プレゼントを行いました。

次の白丸、古田晁記念館諸経費は、記念館の運営に係る経常経費です。

250、251 ページ、1つ目の白丸、本の寺子屋推進事業は、図書館の重点事業として実施しております、信州しおじり本の寺子屋及び子ども本の寺子屋に関する経費です。年度当初に予定していた講演会 14 回のうち 2 回は感染症の影響で中止、延期といたしました。一昨年度延期した、えんぱーく 10 周年記念講演として、レザンホールで養老孟司氏講演会を開催いたしました。子ども本の寺子屋では、印刷工場バスツアーを中止といたしました。参加者は、一般向けの本の寺子屋が 1,430 人、子ども本の寺子屋が 583 人、合計 2,013 人でした。下から 2 つ目の書籍出版委託料は、本の寺子屋 10 周年企画として、書籍「本の寺子屋」新時代への出版を株式会社東洋出版に委託したものです。

次の白丸、図書館サービス基盤整備事業は、図書館の基盤となる資料及びシステム、設備などに関する経費です。12 月に図書館システムの更新を行いまして、新たな業者によるシステムを 5 年リースで使用開始いたしました。一番下の図書購入費で、1 万 3,214 冊を購入し、購入と並行して、古い図書などを中心に約 1 万 3,000 冊の除籍を行いまして、年度末の蔵書数は本館、分館合わせまして 50 万 5,820 冊余となりました。私からは以上です。

○委員長 残りは午後に回したいと思いますので、1 時 10 分まで休憩といたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 08 分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

午前中に引き続いて、251 ページの 5 目平出博物館費から 269 ページの 6 項保健体育費 2 目体育施設費までの説明を求めます。

○平出博物館長 250、251 ページ、5 目平出博物館費、251 ページ、一番下の白丸、平出博物館運営事業につきましては、決算説明資料 90 ページ上段、工事請負費等明細書 83 ページ、入館状況につきましては決算説明資料 22 ページにも記載があります。こちらの事業につきましては、年 3 回開催しております企画展や土曜サロンといった講演会などの博物館事業及び施設の維持管理が主な経費となっております。253 ページ、中ほどの黒ポツ、博物館 DX 化事業委託料につきましては、令和 2 年度に、コロナ禍による見学機会の減少を踏まえ、来館に限らず学習機会を提供できるように、収蔵品の 3D データ化したもののうち、瓦塔については組立工程の映像化、銅鐸に関しては製作当時の色彩再現の映像化、また、3D データを活用した銅鐸の鋳造体験のための鋳型作製に係る経費となっております。

次の白丸、平出遺跡公園事業は、平出遺跡公園の維持管理、ガイダンス棟の運営や体験学習等に係るものです。

255 ページ、最初の白丸、ひらいでの里魅力づくり事業につきましては、平出遺跡周辺の地域資源を再検証す

るとともに、地域資源を地域づくりに生かすためのひらいで遺跡まつりなどの事業に係る経費が主なものとなります。ひらいで遺跡まつりにつきましては、コロナ禍により中止となりましたけれども、代替事業といたしまして平出遺跡フォトコンテストやシオジリナイトミュージアム in 平出遺跡などを開催いたしました。

次の白丸、新平出博物館整備事業につきましては、決算説明資料 90 ページ中段にも記載があります。こちらの事業につきましては、新平出博物館建設に向けた基本構想策定及び基本計画策定が主な内容で、基本計画策定業務委託につきましては、令和 4 年度に繰越明許し、現在、基本計画策定作業を進めているところです。私からは以上となります。

○社会教育スポーツ課長 続きまして、6 目青少年育成費、1 つ目の白丸、青少年育成事業につきましては、青少年育成センターの委員報酬、各地区の子供会、育成会への補助金等となります。一旦、以上となります。

○家庭支援課長 次の白丸、若者サポート事業です。決算説明資料 90 ページを併せて御覧ください。若者を中心に、生活全般、就労、ひきこもり、生活困窮等の相談に応じるほか、ひきこもりに係る家族学習会等を実施したものです。新たな取組といたしましては若者支援連絡会、こちらは福祉課、健康づくり課、まいさぼ、ボイスで構成しておりますが、6 月から 9 回実施し、事例の検討でありましたり、研修を実施してまいりました。4 目の黒ボツ、若者就業サポート委託料につきましては、就業に関する業務につきまして、NPO 法人ジョイフルに委託し、相談業務、コミュニケーション等スキルアップ講座、就労トレーニング、保護者相談等を実施しております。私からは以上です。

○社会教育スポーツ課長 次の白丸、青少年育成施設運営事業につきましては、塩嶺体験学習の家の運営に関する経費となります。私からは一旦以上です。

○平出博物館長 256、257 ページ、7 目文化財保護費です。257 ページ、1 つ目の白丸、埋蔵文化財保護事業は、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査や整理調査等に係る経費で、主な調査といたしましては宗賀洗馬地籍で市道建設工事に伴い実施された小怒田遺跡の発掘調査がありました。私からは以上です。

○文化財課長 次の白丸、文化財管理事業です。こちらは指定文化財を保存、活用するための事業経費となります。一番下の黒ボツ、指定文化財保護補助金ですけれども、指定文化財保護のため、申請のあった所有者へ交付したもので、内訳は、重要文化財 5 件、市指定等文化財 7 件について交付いたしました。

その下の白丸、古文書室運営事業です。こちらは近世文書を主とする歴史的資料を収集、保管、整理及び公開している古文書室の運営費となります。一番下の黒ボツ、古文書史料購入費ですけれども、昨年度は和宮下向の塩尻宿での絵図等、3 点を購入いたしました。

4 つ目の白丸、国指定文化財修理事業です。決算説明資料 91 ページを併せて御覧ください。国の指定文化財建造物の保存活用を図るための修理事業に係る事業経費となります。昨年度は、奈良井の旧中村家住宅への自動火災報知設備設置工事を行いました。万が一の火災の際にも、速やかな避難及び初期消火の体制を取ることができるようになりました。なお、財源につきましては、国庫補助金 100 分の 50、県補助金が 100 分の 3 です。

5 つ目の白丸、島木赤彦寓居移築整備事業ですけれども、国の登録有形文化財でもあります島木赤彦寓居を短歌館横の松林の中に移築した工事費となります。竣工は今年の 3 月末、竣工式は 4 月に行い、5 月から一般公開されており、今後、短歌の里の貴重な文化財として、後世へと守り伝えていくことができるようになりました。

一番下の白丸、文化財保存活用地域計画策定事業です。この計画は、今後 10 年の塩尻市における文化財の保

存活用に関する計画となり、令和3年度、令和4年度の2か年で策定し、来年7月の国の認定を目指しております。私からは以上です。

○**社会スポーツ課長** 続きまして、8目男女共同参画推進費、決算書259ページの備考欄白丸、男女共同参画事業につきましては、学習会、啓発事業、研修会や女性相談などを通じ、事業の推進を図ったものです。財源といたしまして、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金を充てております。一旦、以上です。

○**文化財課長** 続きまして、9目短歌館費になります。白丸、短歌館運営事業ですが、こちらは職員の人件費や短歌大学の開催、また、企画展等の短歌館の管理運営事業費となります。中ほどの営繕修繕料ですけれども、昨年度は、屋根のスズメオドリ、駐車場の柵等の修繕費になっております。下から3つ目、害虫駆除委託料ですが、こちらは3年に1度行っております短歌館の収蔵資料の害虫駆除委託料となっております。

260、261ページ、10目自然博物館費となります。こちらは、自然博物館の職員の人件費、また、企画展や自然科学講座、自然観察会等、自然博物館を管理運営するに当たっての必要な経費となります。なお、昨年度は、小坂田公園整備工事のため、6月から翌年3月まで休館しておりました。一番上の黒ポツ、新自然博物館研究会委員報酬、こちらは、移転計画があります自然博物館の今後の在り方を研究していただくために立ち上げた研究会で、4回開催しております。私からは以上です。

○**平出博物館長** 続きまして、11目日本洗馬歴史の里運営費です。白丸、本洗馬歴史の里運営事業は、主に本洗馬固有の歴史文化を中心に、本市の中世以降の歴史文化を学ぶ事業に関する経費及び資料館等の維持管理経費が主なものとなっております。私からは以上です。

○**文化財課長** 262、263ページ、12目町並み保存推進費につきましては、本市の伝建審議会の審議委員の報酬及び全国伝建協の総会などの協議会負担金となっております。

2つ目の白丸、重伝建整備事業です。こちら決算説明資料は92ページとなります。重伝建地区内の修理、修景に係る補助金の経費となり、昨年度は奈良井地区で4件の修理を行いました。

続きまして、13目檜川地区文化施設費です。檜川地区文化施設運営事業費は、檜川地区にあります贅川の関所、木曾漆器館及び旧中村家住宅、3施設の維持管理費となります。私からは以上です。

○**社会スポーツ推進課長** 決算書264、265ページ、14目芸術文化費、備考欄白丸、芸術文化事業につきましては、春の芸術祭、秋の文化祭等の委託料が主なものとなります。昨年もコロナ感染症の影響によりまして、秋の文化祭、洋楽舞踊フェスティバル、演劇フェスティバルを実施したものです。

続きまして、6項保健体育費1目保健体育総務費、2つ目の白丸、市民スポーツ振興事業につきましては、保健体育全般に係る事務的経費の執行となります。

3つ目の白丸、スポーツ活動支援事業につきましては、全国大会等への出場激励金、市民スポーツ大会への補助、小中学生のスケート場シーズン券購入負担金となっております。なお、青少年スポーツ全国大会等激励金は、全額スポーツ夢基金からの繰入金となります。

4つ目の白丸、競技力向上事業につきましては、体育協会に委託した2つの振興事業につきましては、コロナの影響により中止となった事業分を精算した決定額となっております。

5つ目の白丸、健康スポーツ推進事業につきましては、教育委員会で委嘱しておりますスポーツ推進委員、スポーツ普及員に係る経費の執行となっております。

決算書 266、267 ページ、1つ目の白丸、塩尻トレーニングプラザ運営事業につきましては、指定管理料と駐車場使用料となっております。

続きまして、2目体育施設費、1つ目の白丸、体育施設管理運営事業につきましては、市内の体育施設の維持管理に係る経費となっております。財源といたしまして、各施設の使用料を充てております。

決算書 268、269 ページ、1つ目の白丸、体育施設整備事業につきましては、市内体育施設の応急的な修繕及び施設内のトイレの洋式化工事を行ったものです。

2つ目の白丸、総合体育館建設事業につきましては、総合体育館の運営に必要な経費を執行したものです。

3つ目の白丸、体育施設管理運営事業（繰越）につきましては、公共施設予約システムの更新を行ったもので、昨年10月から、新しいシステムを稼働しているものです。説明につきましては以上となります。

○**委員長** それでは、説明を受けた部分についての質疑を行います。質疑は区切って行います。初めに、248 ページの4目図書館費から257 ページの6目青少年育成費までについて質疑を行います。質問のある方いらっしゃいますか。

○**丸山寿子委員** 249 ページ、図書館事業諸経費で、決算説明資料は88 ページです。最初に確認ですけれど、コロナ禍の中でしたけれども、図書館は閉館せず、年間ずっと開館とお聞きしたと思うのですが、それでよかったですか。

○**図書館長** 令和3年度につきましては、休館を行わず運営しております。

○**丸山寿子委員** 図書館も感染の注意を払って、椅子の処理などをしながらやっていたと思います。また、雑誌なども匂いのものでありますので、開館していただいて、そういう対応をしていただいたということで、コロナ禍の中で非常に有益でありがたかったと思います。

先ほどの説明の中で、市民1人当たり年間平均10冊以上の貸出数があり、また、貸出数についても72万冊以上ということで、過去最高だったということでもあります。最初の内野館長の頃から、貸出数だけが全てではないということで、でも利用しやすい図書館を目指していただいていたのですが、市民が年間平均で10冊以上貸出しをするような図書館は、全国的に見てもほかにあるのかどうか、その辺の全国的な様子を教えてください。

○**図書館長** ありがとうございます。全国的な比較という点で申し上げますと、毎年、日本図書館協会が図書館年鑑という統計資料を発行しております。この中で貸出数の統計資料がありまして、これは人口規模によって上下しますので、この統計では人口6万人以上8万人未満の市と区の統計数値があります。この中で塩尻市立図書館の貸出数は、2021年度版の統計数値、これは2年前のものを集計したものですけれども、全国で7位という位置にいます。該当の自治体数は117です。

人口規模によって小さな町などでは、長野県内でも1人当たり15冊くらいの実績の図書館がありますけれども、市で言いますと、塩尻市立図書館は、長野県内では突出して1位という状況です。これに続きますのが、安曇野市で8冊台です。そういう状況です。全国の平均が5.3から5.5冊という状況ですので、全国的に見ても、塩尻市立図書館と同様、あるいはそれ以上の貸出しをしている図書館は数えるほどにとどまるという状況です。

○**丸山寿子委員** 必ずしも貸出しの数だけを競っているわけではないとしながらも、全国でもトップのほうであるということで、今の図書館になる以前からも、レファレンスの評価は高かったわけですが、何か工夫している点とか、今回伸びた理由、図書館としてはどんなふうに捉えていますか。

○**図書館長** 図書館の貸出しを伸ばすためには、利用していない人に対して利用を促すということが必要です。従来、利用していらっしゃる皆様には、より頻繁に利用していただくことが必要かと思っております。基本的には資料、これは図書を中心とした雑誌なども含めたものを資料と図書館では言いますが、それがある程度の新鮮度を保つことも重要だと思っておりますが、これは塩尻市立図書館 3,000 万円の資料費で、年間約 1 万 5,000 冊の新しい本を日々投入していますので、そういったところで利用者の図書館の資料に対するニーズを満たしていくことが必要だと思います。

図書館未利用者の皆様方に対しては、図書館でこんなイベントをしている、レファレンスという言葉が委員から出ましたけれども、どんなことでも、図書館に行けば調べもののお手伝いを司書が行うということを周知しながら、そのきっかけづくりとしては、本の寺子屋などの図書館が実施しているイベントに魅力的な要素を加えまして、図書館のイベントに行ってみようかと、来てくださった方には図書館でこんなサービスをしているという PR をいたしまして、そんなことが図書館利用の順調な伸びにつながっていると考えております。

特にこのコロナ禍で、昨年度は近隣の図書館が休館しているところがありました。塩尻市立図書館を利用できる隣接の広域圏の市の図書館も休館しているところがありましたので、そういう皆さんが、地元の図書館が休館しているので塩尻市立図書館に来てくださったといったことも増加の要因と考えておりますし、コロナ禍で家にいる時間を読書で過ごす人の数が増えてきている社会状況も影響したのではないかと考えております。

○**丸山寿子委員** 全国的に見ると、ベストセラーをたくさん入れることで貸出数を伸ばしているという手法もあるけれども、塩尻市はそういったことはしないとお聞きしているところです。あと、展示コーナーとか原画展だとかいろいろなことをして、関心を持ってもらうような工夫もされていますが、それも非常に市民の皆さんも楽しみにしていることですので、今後とも、そういったところにも力を入れていただくようお願いしたいと思います。

○**委員長** ほかにありますか。

○**柴田博委員** 253 ページの真ん中あたりの博物館 DX 化事業委託料の関係ですけれども、委託した結果として、成果物としてどんなことが今サービス提供できているのか、その辺をお願いします。

○**平出博物館長** DX 化の委託の内容ですけれども、まず、博物館に収蔵してあります土器等の 3D 映像の作製によりまして、今まででしたら、展示ケースの中で正面しか見られないところを、上、下、横、斜めという形で、あらゆる方向から見るができるということで、その映像ができております。

また、令和 3 年度になりますけれども、その 3D 化したもののうち、まず瓦塔につきましてはどういう使い方をしたか、どういう組立て方をしたか、明らかにできるのが、説明するのが難しいものですから、それを下から積み上げていくような状況で、3D 化した映像を見せるような配慮をしております。

また、銅鐸に関しても、今現在展示されている銅鐸につきましては、緑色の緑青が吹いた状況になっておりますけれども、実際、これが製作当初はどのような色をしていたかというところで、要は、十円玉のピカピカ光るような、ああいう色になるというところを明らかにするように着色をしまして、3D データを作り上げております。

また、ガイダンス棟のところで体験学習も行っておりますけれども、銅鐸をどのように造るかという铸造体験につきまして、この 3D データを基に、新たに鋳型を造りまして、平出の柴宮銅鐸の実際の 8 分の 1 くらいのスケールの銅鐸を実際に造れるという铸造体験ができるような形で、この 3D データを活用しています。

○柴田博委員 今説明いただいたような中身は、現場へ行って、そういうことが見られるようになっているのか、それとも、ホームページ上からそういうことができるのか、その辺についてはどうでしょうか。

○平出博物館長 土器の3Dデータに関しましては、ホームページ上から見ることはできます。ただし、鑄造体験等はガイダンス棟で見ることができず、瓦塔の積み上げに関しましてはインスタ等では公開しておりませんが、それ以外に関しましては、平出博物館のタブレット端末で見られるような形を取っております。

○柴田博委員 確認ですが、ホームページで見られるようなものが、博物館へ行ってタブレットから見られるということですか。

○平出博物館長 ホームページは御自宅から全て見られます。

○柴田博委員 そうではなくて、ホームページで見られるような中身が、博物館へ直接行ったときでも、タブレットを通して見ることはできるのですか。

○平出博物館長 タブレットで見られるものは、瓦塔の積み上げのみが見られるような形になっております。

○柴田博委員 ホームページで見られるようなものが、ホームページを見てよかったからと博物館に実際にいらっしゃる方もいると思うのですが、そういうときに同じようなものが博物館でも見られるということになると、余計いいかなと思いますので、その辺はぜひ検討していただければと思います。

○平出博物館長 そのように配慮いたします。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 今のことに関連して、テレビで見たのですが、コロナ禍で小中学校等のいろいろな見学だとかそういったことができない時期に、こういったことを、DXを利用して中継していただいたり、博物館からも発信してもらって、学習に役立てたというようなことを見たのですが、そういったような発展性はお考えなのか教えてください。

○平出博物館長 3D映像以外にも、キャラクターでアバターを製作しまして、それをパソコンを通してWebというような形で配信することもできるようになっております。ただし、運用実績に関してはまだまだあまり数は多くないのですが、それ以外に、先ほどの3Dデータもそうですけれども、学校の授業等で1人1台タブレットがありますので、そちらのタブレットの中から3D映像を見ることによって、土器についての興味関心を抱いて、それをその先の授業で展開することがなされているというお話は聞いております。

○丸山寿子委員 257 ページの下から3番目の白丸、島木赤彦寓居移築整備事業で、決算説明資料の91ページにもありますが、登録有形文化財の寓居ということで、その保存とともに活用をということなのですが、大変趣のある建物だと思いますが、その建物の見学は中に入ってしてよいものなのか、どのように活用していくのかということについて、お考えを教えてください。

○文化財課長 開館につきましては、開館中はなるべく開けておくようお願いしております。中にも入って見学できるように、立ち会いのもとですけれども、自由に見ていただくようにしております。活用としましては、小学校のほぼ敷地内でもありますので、広丘小学校の児童の皆さんに、あの和室を使ってクラブ活動ですとか、そういったものをしていただければということで、短歌館へは働きかけております。校長先生にもお話ししておりますので、これからいろいろな場面で活用をしていくのではないかと考えております。

○丸山寿子委員 多少狭くて、大勢は一度に入れないかということはあると思いますが、移転してきて、全体の

歌碑公園の風情が出て、観光というほどの大きな観光ではないかもしれませんが、短歌を組み合わせた何か催しに活用できたらという声もあつたりするわけです。どこまで入っていいのかとか、少し分かりにくいところもありますし、大事なものは守っていかなければいけないというところの両方があるかと思います。今のところ、要望だけでいいですけど、新しい取組というか、そういったことに対して耳を傾けていただいて、柔軟な対応をしていただけたら。短歌と街歩きのプラスセットでやっていきたいというアイデアを話された方がいたものですから、その辺について、守りながらも柔軟性を持った対応をお願いできたらと思いますので、要望とさせていただきます。

○文化財課長 承りました。せっかくお金をかけて移転しておりますので、多くの人に見ていただいて、かつ活用していただいて、そういった方向で活用していきたいと思っておりますので、また御意見ありましたらお願いいたします。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、次に進みます。265 ページの 14 目芸術文化費までについて質疑を行います。質問のある方いらっしゃいますか。

○柴田博委員 257 ページの古文書室運営事業の関係です。新しい史料も購入したりしているということですが、市民一般からはなかなか何をやっているかよく分からないということが実情ではないかと思います。私たちが昨年見せていただきましたけれども、本当に古文書に興味のある方がその部屋へ行っていろいろ調べたり、議論したりということはできるのかもしれませんが、一般の市民が、例えば新しく購入したこういう史料があるので、これを市民に公開するとか、今後、そういうようなこともぜひやっていただきたいと思うのですが、その辺についてはどんなお考えなのでしょうか。

○文化財課長 古文書室の運営につきましては、今2名体制で行っております。かつ、週に2回だけの開館になっておりますので、マンパワーも不足しているということもありますし、より深い専門的な職員を配置ということも、今後の課題にはなっております。地区での活用、今、特に広丘公民館では古文書読み解きの講座等をしていただいておりますので、それを市内全域に広げていかれるような形で活用をしていただければと。一番はまず身近なところからと考えておりますので、そういった活用を考えていきたいと考えております。

○柴田博委員 例えば、先ほど新しい史料を購入したということで、塩尻宿の関係の史料と言っていましたけれども、そういうようなものを常時でなくてもいいけれども、図書を閲覧できるように、そういう文書も閲覧できるようにしておけば、そこまでとことん興味がある方でなくても、多少興味がおありの方が、こんなものが塩尻市にあるのかということで見ただくことは非常にいいことだし、それがどんどん発展することにつながっていくと思うので、初めはそんなに大きくない、広くなくても結構ですから、そういう方向での取組というのをぜひ始めていただきたいと思います。各地区を通して、公民館活動等で古文書のことを学んでいくというのは、それはそれで大事だと思いますけれど、ぜひ一般市民がいつでも見られるような取組にもしていただきたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○文化財課長 委員おっしゃるとおりであります。常に開かれた古文書室でありたいと思っておりますし、今回特に、購入したのが和宮下向の史料で、小野家がしっかり持っているものですので、小野家でも活用していただいたりですか、税金を投入しての購入になりますので、市民の皆様にも、こういったものを購入しまし

たというところを公表して、見ていただけるように、古文書室の運営を考えてまいりたいと思います。

○柴田博委員 お願いします。

○委員長 ほかにありませんか。

○横沢英一委員 それでは、263 ページの重伝建整備事業についてお聞きしたいと思います。奈良井宿のあれだけの町並みを守っていくというのは本当に大変だとは思いますが、ぜひ守っていつてもらいたいと思います。この事業は、重伝建で指定されているエリアの中なら、例えば家の中だとか、裏口だとか、そっちのほうの改修をやるときもこういう事業で許可を取らないといけないのですか。

○文化財課長 重伝建地区内の建造物の改修、修理、修繕につきましては、まずは相談をしていただいて、許可が必要かどうかの判断も含め、文化財課に相談していただけるように相談会等も開催しておりますので、そういったお願いをしております。中には、対象にならないものもありますので、そういった説明を丁寧にしなが事業を進めております。

○横沢英一委員 この決算説明資料を見ますと、将来的に、令和5年度以降に向けて改修をしていくということで、令和4年度分については文化庁に補助事業の申請をしたということですが、エリアの中の皆さんの希望を取って申請をしたということでしょうか。

○文化財課長 すみません。もう一度お願いできますでしょうか。

○横沢英一委員 ここの決算説明資料の中に、令和4年度実施分については文化庁に補助事業の申請を行いましたとあります。令和4年度に、令和5年度以降に向けての改修計画をつくっていくということなのですが、文化庁に事業申請をしたということは、ある程度計画を示さないといけないのですが、ただ手を挙げたということなのでしょうか。それとも、ある程度の計画を、調査をして、それで上げたということなのでしょうか。その辺をお願いします。

○文化財課長 ありがとうございます。申し訳ありませんでした。こちらの申請につきましては、もう実施ということで、実施者に対しましてヒアリングも行いまして、見積りも出していただいた上での申請になり、そして決定になります。

○横沢英一委員 そうすると、今の計画の中では、このエリアの中で何件くらいがエントリーしているのか、その辺を教えてくださいたいのと、もう1つは、補助がつくと思うのですが、補助率は大体どのくらい出るのでしょうか。

○文化財課長 今年度につきましては、現在、実施数は5件あります。まだ着工できていない部分もありますけれども、今年度につきましては5件です。来年度、再来年度につきましては、今取りまとめをしている最中です。ただ、令和5年度については大体固まりつつありますので、相談者の中から緊急度ですとか、主は緊急度になりますけれども、それから御本人のお気持ち、予算等もありますので、そういったものを勘案しまして、事業実施順番を決めております。

それから、補助率ですけれども、国庫補助金になりますけれども、国の補助金が100分の50、県の補助金が100分の3となっております。

○委員長 これ決算では、令和3年度、奈良井修理4件でこの金額ということでもいいのですか。令和3年度の決算をやっていますので。

○文化財課長 そのとおりです。

○横沢英一委員 ありがとうございます。そうすると、今の計画の中では、令和4年と令和5年と令和6年くらいまでにやるということでしょうか。先ほどの説明はそのような感じを受けたのですが。

○文化財課長 こちらの重伝建につきましては、今後、予算等をつけていただければ、毎年順次行っていきたいと思っている事業になりますし、毎年相談もあります。照明を直したいですとか、家の中のリフォームも兼ねながら修景をしたいということ。特に近年ですと、移住者の方が木曾平沢も含めまして多く入ってきておりますので、そういった方がこの事業を活用することが多くなってきております。令和5年、令和6年、今後ずっと続けていく事業となります。

○横沢英一委員 ありがとうございます。とにかく、こういう事業を使って町並みを守っていくということで、ぜひお願いしたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 重伝建整備の奈良井修理4件はいいのですが、平沢は、令和3年度中は案件がなかったという理解でよろしいですか。それと、今後の申請の状況はいかがですか。

○文化財課長 令和3年度につきましては、たまたま平沢地区はなかったということです。今年度につきましては、平沢地区、土蔵ですとか住宅の修理が入っておりますので、今年度は平沢も実施しております。

○副委員長 では、相談会では具体的なものが俎上に上がって、検討中で、申請のものを精査しているということでしょうか。

○文化財課長 そのとおりです。

○委員長 ほかにありますか。

ないようですので、次に、265 ページからの6項保健体育費について質疑を行います。質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

では、ないようですので、次に進みます。職員の入替えをお願いします。

それでは、11 款災害復旧費 268 ページから 13 款予備費 273 ページまで、及び財産に関する調書の説明を求めます。

○農林課長 決算書 268、269 ページ、11 款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 1 目農業施設災害復旧費であります。工事請負費等明細書は 10 ページから 14 ページになります。本災害復旧費は、いずれも令和3年8月の豪雨災害に係る復旧費であります。

1 つ目の白丸、市単農業施設災害復旧費 3,224 万円余の主な内容は、水路や畦畔、農道など、農業用施設の復旧でありまして、重機借上料が 1,192 万円余、災害復旧工事が 31 か所 1,787 万円余となっております。

その下の白丸、農業施設災害復旧費 2,079 万円は、被災箇所の査定設計業務委託料や工事に係る測量設計、復旧工事費等であります。なお、財源としましては、国庫補助金が 431 万円余、また、国庫対象にならない工事や重機借上料等につきましては、災害復旧事業債として 1,420 万円がそれぞれ充当されております。

決算書 270、271 ページ、2 目林業施設災害復旧費の白丸、市単林業施設災害復旧費 2,974 万円余は、主な内容につきましては、林道や作業道の路面整正などの重機借上料が 1,597 万円余、路肩やのり面復旧などの災害復旧工事が 11 か所 1,208 万円余となっております。なお、財源としましては、災害復旧事業債として 1,030 万円

が充当されております。私からは以上です。

○建設課長 続きます、2項1目土木施設災害復旧費をお願いいたします。こちら昨年8月の大雨に伴う災害復旧工事となります。決算書備考欄の白丸、市単土木施設災害復旧費1億9,349万3,239円につきましては、2つ目の黒ポツ、重機借上料として、災害時、道路上に倒れた木の撤去や流出した土砂の搬出などを行ったほか、3つ目の黒ポツ、災害復旧工事として、大雨により損傷した市内各所の道路施設、また、普通河川の復旧工事を実施したものです。

次の白丸、土木施設災害復旧費2,682万9,000円につきましては、こちら、大雨により落橋したみどり湖東橋の復旧工事を国の補助金を活用し実施したものです。なお、こちらの財源につきましては、国の公共土木施設災害復旧事業費を活用しており、復旧費の3分の2は国庫補助となります。以上、2項土木施設災害復旧費の説明となります。

○デジタル戦略課長 私からは、3項1目総務管理施設災害復旧費について御説明いたします。271ページの白丸、市単総務管理施設災害復旧費につきましては、昨年8月の豪雨災害に伴う土砂崩れにより切断された市道塩尻勝弦線及び県道檜川岡谷線沿いの2か所の光ケーブルの復旧工事費用です。塩尻勝弦線では、土砂崩れにより電柱が倒れケーブルが切断されたため、中部電力の仮設の電柱にケーブルを仮復旧した費用と、県道檜川岡谷線では、土砂崩れによる倒木によりケーブルが切断されたため、これを復旧した費用です。なお、今年度、本復旧を実施いたします。私からは以上です。

○観光課長 決算書272、273ページ、5項商工施設災害復旧費1目商工施設災害復旧費14節工事請負費、備考欄の黒ポツ、災害復旧工事です。昨年8月の豪雨によりまして、田川浦湖からみどり湖へ排出する水路部分に流木が堆積し、田川浦湖の水位が異常に高くなり、湖面の上昇によりましてつり栈橋が流され、使用不能となったため、水を排水しやすく栈橋を切断するなど、栈橋の改修工事を行いました。また、同じく豪雨により、みどり湖水芭蕉公園横の沢が決壊し水路が埋没したため、その復旧工事を行ったものです。

○危機管理課長 続きます、6項1目消防施設災害復旧費の関係になります。白丸、市単消防施設災害復旧費につきましては、同じく昨年8月の豪雨により被災しました奈良井の防火水利取水口の修繕と、塩嶺別荘地内の消火栓1基を復旧したものであります。なお、財源につきましては、災害復旧事業債300万円を充てております。以上です。

○教育総務課長 それでは、7項教育施設災害復旧費1目小学校施設災害復旧費、白丸、市単小学校施設災害復旧費につきましては、令和3年8月15日の豪雨により、木曾檜川小学校の敷地内のすぱーく・檜川東側通路及び駐車場に、国道19号側からの土砂の流入に伴いまして、土砂撤去のための重機を借り上げたものです。財源につきましては、公立学校施設災害復旧費負担金及び小学校施設災害復旧事業債で対応いたしました。説明は以上です。

○財政課長 次に、12款公債費につきまして御説明申し上げます。12款公債費につきましては、地方債の償還などに伴います元金及び利子です。なお、市営住宅等に関する償還につきましては、住宅使用料等を充当しているところです。

続きます、13款予備費につきましては、執行はありませんでした。以上です。

○公共施設マネジメント課長 続きます、令和3年度の財産に関する調書についてお願いいたします。決算

書は 371、372 ページをお願いいたします。公有財産のうち土地及び建物に関して、令和3年度における面積の増減について示した一覧表です。具体的には、決算説明資料にて説明させていただきますので、決算説明書 97 ページをお願いいたします。決算説明資料 97 ページにつきましては、先ほどの決算書 371、372 ページの土地及び建物の令和3年度的面積の増減について、施設名称などを具体的に記載したものです。

主なものについて説明いたします。一番上の段、行政財産―公共用財産―学校に関しましては、木曾檜川小学校から、今年度開校した檜川小中学校に移行するため、増改築した面積が増となったものです。

2 段目の行政財産―公共用財産―公園に関しましては、小坂田公園の再整備事業において、土地の一部購入と既設トレイルの解体に伴い、面積の増減が反映されたものです。

3 段目の行政財産―公共用財産―その他の施設に関しましては、No. 1 の北小野公民館は、公民館東側の空き地取得に伴う土地の増のほか、社会福祉センター以下は、用途廃止により、行政財産から普通財産へ区分変更したことに伴う増減で、一番下の段の普通財産―その他に変更した分が計上されています。

5 段目の普通財産―集会施設に関しましては、No. 1 の芦ノ田公民館の土地面積の増は、登録漏れになっていた面積を追加したことによる増で、No. 2 から No. 5 は、一番下の段の普通財産―その他から、普通財産―集会施設に分類を変更したことに伴う増となっております。

一番下の段、普通財産―その他に関しましては、No. 1 の旧藤牧建設工業跡地から No. 3 の今泉テクノヒルズ産業団地駐車場まで、土地もしくは建物の売却、もしくは購入に伴う面積の増で、No. 4 以下、その他の財産に関しましては、分類を変更したことに伴って増減したものが主なものとなっております。その表については以上です。

決算書 373 ページをお願いいたします。令和3年度財産に関する調書の山林に関してですが、表の左半分部分は、山林面積としての増減はありませんでした。右半分の立木の推定蓄積量につきましては、木の成長率を年 3.1% で推計いたしまして、令和3年度の間伐分を差し引いたものを増分として計上したものです。私からは以上です。

○**財政課長** 374 ページを御覧ください。出資による権利ですけれども、市が出資をしている区分については記載のとおりです。なお、年度中の増減は発生いたしませんでした。出資による権利については以上です。

○**会計課長** 375 ページ、物品について御説明申し上げます。ここに記載した物品は、塩尻市財務規則第 236 条の規定に基づく重要物品で、二輪を除く自動車、取得価格が 100 万円以上の物品、市長が特に必要と認めたものを、物品の種類別に集計しております。重要物品につきましては、年度末時点で調査し、各課等から報告があったものを台帳に登録、または抹消をしております。一番下の行、令和2年度末現在高は 529 点でした。令和3年度中の増減は、23 点の登録、8 点の抹消の結果、15 点の増となりまして、年度末現在高は 544 点となりました。登録件数が最も多い車両類につきましては、11 台の登録、3 台の抹消となりまして、結果 8 台の増。リース物品については登録をしております。リース終了後、市に譲渡された場合に登録をしております。なお、抹消したうち 2 台の車両につきましては公用車で、官公庁オークションに出品し、売却しております。私からは以上です。

○**財政課長** 376 ページを御覧ください。債権ですけれども、奨学資金貸付金の年度中増減につきましては、年度中の貸付金と返済金との差額であります。残高が 136 万 2,500 円減少したところであります。

377 ページを御覧ください。基金につきましては、一番上の財政調整基金の年度中の増減は5億 5,602 万 885 円で、令和3年度末現在高につきましては、44億 4,776 万 5,036 円となったところです。以下、それぞれの基金の状況につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

○生活環境課長 273 ページ、一番上の白丸、市単保健衛生施設災害復旧費 129 万 8,000 円です。東山霊園の豪雨災害に伴う災害復旧工事ですが、令和3年8月の大雨の災害によりまして、山から霊園に入り込んだ大雨の水によりまして、霊園を周回しておりますアスファルトの通路脇の全てのところが洗い流されている状態の中で、それぞれの復旧におきまして対応したものです。以上です。

○委員長 それでは、ただいま説明があった部分について質疑を行います。質問のある委員はいらっしゃいますか。

○横沢英一委員 土木施設災害についてお聞きします。東山高ボッチ線についての公共災害の取組ですが、たしか現地で説明を受けたときに、建設事業部長は地すべりがある程度落ちついたところで復旧方法を検討してもらって実施をしていきたいということだったと思います。そろそろ落ちついたような気がするのですが、これから国の査定を取らないといけないと思うのです。そこら辺の日程はどのようになっているか教えていただきたいです。

○建設課長 市道高ボッチ線の関係ですが、委員おっしゃるとおり、地すべりは、この5月6月くらいから大分落ちついてきている方向にあります。私ども、地すべりの災害を担当している県の河川課と、できる限り早く復旧したいということで協議を進めております。その中で、県の河川課が、国と災害査定をやるに際して必要となるボーリング調査が1か所、2か所ありまして、その調査を一昨日から始めているところです。そういった資料が調べば、国と県の事前協議が始まりまして、年明けないし年度末から令和5年度の初めにかけて災害査定をやっていただきまして、災害復旧工事が行えるような準備を進めているところです。

○横沢英一委員 大変御苦労さまですし、現地も見させてもらったのですが、相当大変なところだということで、復旧も相当うまくやっていかないといけないような気がします。県の皆さんと十分調整しながら国の査定を取っていただきたいです。一日も早くお願いします。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 同じ 271 ページの一番下の総務管理施設の関係で、さっきの説明では、檜川岡谷線の光ファイバーのケーブルというお話があったと思いますが、この光ファイバーの持ち主は市ということでよろしいですか。

○デジタル戦略課長 所有者は塩尻市でありまして、檜川岡谷線と言っても、北小野のほうに張っている支所とつなぐケーブルのところが、同じ線なのですけれど、2か所で切断されたものです。

○副委員長 勝弦へ上っていく途中ということですか。

○デジタル戦略課長 そのとおりです。

○副委員長 分かりました。

○委員長 ほかにありますか。

それでは、ないようですので、歳出及び財産に関する調書までは終了といたします。

ここで10分間休憩をいたします。2時25分再開でお願いします。

なお、次に段階で自由討論に入りますので、御準備をよろしくお願いします。

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

○文化財課長 審査に入る前に、先ほどの副委員長の質問に対しまして訂正をさせていただきたいと思います。重伝建地区の国、県の補助率についての答弁でしたけれども、誤っておりました。補助率につきましては、全体を100とした場合、20%が個人、残り80%を100と見た場合、そのうちの65%が国、残り3%が県、残り32%が市の補助金となっております、計100という補助率となっております。通常の補助率、本来であれば100を見て、国、県、市となりますけれども、個人負担が入っておりますので、その分補助の計算がそういった少し複雑になってきております。なお、こちらの重伝建につきましては、特定物件のものになりますので、御承知いただければと思います。訂正は以上です。

○副委員長 それを聞いたのは私ではなかったと思うのだが。ちなみに、今の話は修理ですか。修理と修景とあって、修景は補助率が違うはずだと思います。修理は特定物件対象で、今の補助率という内容だと思います。

○文化財課長 大変失礼しました。質問者を間違えました。修景事業は60%が国になりますので、先ほどの国の80%が60%になりますので、それぞれ建物の状況、修理、修景によっても、その補助率は異なってまいります。

○副委員長 ちなみに、横沢委員の御質問でありました。

○委員長 いいですか。

それでは、次に歳入の審査を行います。説明を求めます。

○債権管理課長 それでは、一般会計歳入の主なものについて御説明いたします。なお、金額につきましては、100円以下を切捨て、1,000円単位で説明させていただきますので、御了承願います。市税に関しましては、決算書14ページからの歳入決算事項別明細書及び決算説明資料7ページからの資料に沿って説明いたします。

決算説明資料の7ページをお願いいたします。一般会計歳入決算額比較表は、歳入の款別に歳入合計に占める割合や前年度との比較を載せています。こちらの表、一番上の科目、1款市税につきましては、収入済額は99億3,793万3,000円で、前年度対比97.8%、金額では2億2,325万円の減となりました。不納欠損額は1,118万6,000円、収入未済額は1億3,610万4,000円となっております。

8ページをお願いいたします。市税調定・収入実績対比表になります。一番上の個人市民税の収入済額の計は35億6,433万8,000円で、前年度対比1億3,200万3,000円、3.6%の減となりました。このうち現年度課税分の収入済額は、前年度より1億2,092万円、3.3%の減で、要因は課税所得額の減によるものです。また、滞納繰越分の収入済額は前年度より1,108万2,000円、28.0%の減となっております。次に、法人市民税の収入済額は計6億764万7,000円で、前年度対比4,123万8,000円、7.3%の増となりました。このうち現年度課税分は、前年度より3,754万円、6.6%の増で、要因は法人税割額の増によるものです。また、滞納繰越分の収入済額は、前年度より369万8,000円、333.3%の増で、要因は、令和2年度に新型コロナウイルスの影響により徴収の猶予を受けた部分の納税分によるものです。

その下の固定資産税の収入済額は計46億7,747万8,000円で、前年度対比1億5,586万4,000円、3.2%の減

となりました。このうち現年度課税分は、前年度より1億6,135万8,000円、3.4%の減で、要因としましては新型コロナウイルス関連の特例措置による減です。また、滞納繰越分の収入済額は、前年度より549万4,000円、16.3%の増で、要因は法人市民税と同様に、令和2年度に新型コロナウイルスの影響により徴収の猶予を受けた部分の納税分によるものです。市税の最後にあります都市計画税の現年度課税分と滞納繰越分の増減要因も同様です。

固定資産税の下の軽自動車税、種別割収入済額計2億3,565万9,000円は、従来の軽自動車税に当たるもので、前年度対比777万4,000円、3.4%の増となりました。このうち現年度課税分は、前年度より853万円、3.8%の増で、要因としましては軽四輪乗用車の登録台数の増によるものです。また、滞納繰越分収入済額計は、前年度より75万6,000円、28.4%の減となっております。次に、その下の軽自動車税環境性能割は、従来の自動車取得税に当たるもので、前年度対比56万5,000円、5.5%の増となっております。

その下のたばこ税の収入済額は3億9,702万円で、前年度対比2,438万1,000円、6.5%の増で、要因としましては税制改正による段階的な税率引上げによるものです。

最後に市税計を御覧ください。現年度課税分の収入済額計は98億6,024万9,000円で、前年度より2億2,102万2,000円、2.2%の減となっておりますが、収納率につきましては99.55%ということで、前年度より0.28%上がっております。また、滞納繰越分の収入済額計は7,768万3,000円で、前年度より222万8,000円、2.8%の減となっておりますが、収納率は42.81%で、前年度より3.1%上がっております。現年度課税分に滞納繰越分を合わせた収納率は98.53%と、平成元年度以降、過去最高であった前年度よりも、さらに0.42%上回る事ができました。

1款市税につきましての説明は以上ですが、決算説明資料の9ページには不納欠損総括表を、また、10ページには目的税であります入湯税と都市計画税の充当状況を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。私からは以上です。

○財政課長 市税以外の一般財源について御説明申し上げます。決算書16、17ページにお戻りください。内容につきましては、決算カードでの説明と若干重複いたしますが御容赦いただければと思います。

まず、17ページの一番下になりますが、2款地方贈与税につきましては、国が徴収した特定の税目の税収が一定の基準により交付されたもので、交付の基準につきましては備考欄に記載したとおりです。前年と比較いたしますと、地方揮発油譲与税、18、19ページにあります、自動車重量譲与税及び森林環境譲与税が前年から増加しております。一方、航空機燃料譲与税が減少したところです。

18、19ページの中ほど、3款利子割交付金から20、21ページにあります9款環境性能割交付金までにつきましては、県に納入された税収の一部が一定の基準により交付されたものです。交付基準につきましては、同じく備考欄に記載しております。また、前年度と比較いたしますと、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び環境性能割交付金が増加をしております。一方、利子割交付金が減少したというところです。

20、21ページの一番下、10款地方特例交付金ですけれども、この6,455万1,000円のうち、個人住民税の減収補填、いわゆるローン減税というものが、その分が5,318万3,000円、自動車税減収補填分が1,136万8,000円となっております。

22、23 ページ、10 款 2 項 1 目 1 節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金につきまして、これは令和 3 年度限りの措置といたしまして、中小事業者等に対する固定資産税の軽減措置に伴う減収補填分となっております。

続きまして、11 款地方交付税のうち普通交付税につきましては、臨時経済対策費ですとか、一昨日御質問もありましたが、臨時財政対策債基金費など、創設が行われたことなどから、令和 3 年度に限って、交付税の再算定が実施されました。結果、前年度対比 12.3%の増となっております。また、特別交付税につきましては、大雨災害、また、福祉等への関係もありまして、前年度対比 17.8%の増です。

次の 12 款交通安全対策特別交付金ですけれども、こちらの交付基準につきましては備考欄に記載のとおりです。

52、53 ページ、一番下の 19 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金につきましては、地方譲与税、交付税、また、ふるさと寄附金などの歳入が好調であった、予想以上に伸びたということから、財政調整基金の取崩しを行うことなく、令和 3 年度に関しては黒字決算とすることができたところであります。

54、55 ページ、20 款繰越金につきましては、前年度決算に伴う令和 2 年度からの繰越金と繰越事業に伴う一般財源の繰越額です。

68、69 ページ、22 款 1 項 9 目 1 節臨時財政対策債につきましては、算定の結果、前年度対比 27.3%の増となったところです。歳入一般財源についての説明は以上です。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けた歳入の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**副委員長** 決算説明資料 8 ページの市税調定・収入実績の中の軽自動車税の滞納繰越分の徴収率が低いわけですが、軽自動車の滞納分が集まらないのはどういう要因ですか。これ 4 分の 1 くらいしか集まっていない。収納率 26%、これが低いような気がするのですが、何か要因があるのでしょうか。

○**債権管理課長** 係長から答弁いたします。

○**債権管理係長** 明確な分析はできておりませんが、軽自動車税の滞納繰越分につきましては、例えば外国人の方等の所有のものも多くて、市外へ行ってしまったり、あるいは、課税が出ているのですが、その課税客体自体が存在していないものも多くて、滞納繰越分の徴収には苦慮しているところです。

○**副委員長** なるほどと話を聞いて思いましたが、ものがなくなってしまったとか、課税客体が把握できないのかなとお聞きしようと思ったのですが、そういうものがかなりあるということで、要は、そこまで行かないわけですね。取りに行っても、どこにあるのか、もの自体が分からないと、そういうものがあると。分かりました。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**小澤彰一委員** 決算説明資料 7 ページの一般会計歳入決算額比較表の中の収入未済額というのは、収入がいまだに済んでいないという意味だと思うのですが、一番多いのが国庫支出金なのですが、これは何か理由があるのでしょうか。前年度と比較すると桁が違うでしょう。

○**財政課長** これは、令和 3 年度に国の補助金を予定していた事業につきまして、令和 3 年度中に完了しないことから、繰越しをした場合に、調定は起こしてあるのですけれども実際は入ってこないということで、未収金という表記になっているところです。

○**委員長** ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、議案第1号についての質疑は終結いたします。

それでは、これより自由討論を行います。発言を求めます。

○永田公由委員 それでは、自由討論をさせていただきます。まず、それぞれ財政を初め、職員の努力のおかげで今年度も11億8,000万円の黒字決算ということで、職員の皆さんの努力に心から感謝を申し上げたいと思います。

中でも私が感じましたのは、地区要望、区長たちが上げてくる要望に対して、例年になく対応していただいているという感じがいたしました。特に道路の改修ですとか、防犯灯のLED化などについては、非常によくやっ
ていただいていると感じました。また、新型コロナウイルス感染症対応につきましても、それぞれやっ
ていただいて、市民の皆さんからも感謝の言葉も頂いておりますし、加えて、その対応につきましても苦情等はなく、大
変スムーズにやっ
ていただいていることに感謝したいと思います。また、地方創生臨時交付金事業につきましても、非常によく対応していただいているということで、市内では企業が倒産したという話も聞いておりませんし、
プレミアム付商品券なども非常に評判がいいと聞いております。

そうした中で1点だけお願いしたいことは、松枯れが非常に市内で増えていて、その対応について、担当の農
林課も大変苦慮しているようでありますので、ぜひ次年度は当初予算で大幅に増額していただいて、5月6月の
段階できちんと対応していただくような体制をぜひ取っていただきたい。9月補正でやりますと、もうそのとき
には虫はどこかへ飛んでいっていませんので、ぜひ当初予算できちんと対応できるような形を取っていただくこ
とをお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、本当によくやっ
ていただいて、いい内容の決算だったと思います。審査を通じて、
それぞれ委員から意見が出されました。それについては次年度に生かしていただくようお願い申し上げ、自由討
論といたします。

○委員長 ほかにありますか。お願いします。

○横沢英一委員 それでは、令和3年度の決算につきまして、歳入が353億4,179万円余でして、12.6%の減と、
歳出が338億8,532万円余、13.6%減という状況だったわけですが、新型コロナウイルス感染症や税収が減る状
況の中でも経常収支比率が前年度と比べると2.7%、ポイントが改善するなど、おおむねいいのではないかと私
は感じたところです。今後も、補助金や交付金などの確保によりまして、塩尻市が活性化していくことが大事で
あると思ひまして、各担当課の皆さん、ぜひ頑張って交付金や補助金を獲得してもらいたいと思うわけです。

市民の安全を守る観点から、ハザードマップの整備だとか、Wi-Fiの環境整備など、複数の部署で協議を
してもらった点も多くあったと思いますし、委員会の中でもそういう意見は大分出てきたわけです。ここ
で出された意見や要望などを行政側でもしっかり共有していただき、塩尻市がさらに発展していくことを期待している
ところです。私は承認すべきだと思いますが、お願いします。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 このコロナ禍の中で、しかも一時的なものではなく、もう3年も続いて終息の見通しが
ない中で、黒字を出したということについては評価すべき点もあるかと思ひますけれども、市民が見たときに、もう
少し我々の生活のために、あるいは経済のために使ってほしかったという意見もあるのかもしれないと思ひながら
伺いました。ですから、我々は、この財政調整基金5億円を積み増して44億円になっているということにつ

いても、きちんと説明をしなくてはいけないと思います。

もう1つは、臨時財政対策債ですけれど、本来ならば、国が交付金として交付しなければならないものを、借金をして、それで当面賄えというものがかなり多くあると。実際に地方債の現在高を見ると、288 億円という数字になっていて、これは政府の資金として、半分近くが政府の責任なわけですが、こういう借金の部分もできる限り減らしていくような形を取っていかないとまずいかなと。できる限り市民が安心して市政を託せるような形にしていきたい。赤字で首が回らないというよりは、こういう状態のほうが何かあったときにいいのですけれど、市民に説明するときにはどうやって説明するのかということを考えながら伺っておりました。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号令和3年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号は全員一致をもって認定すべきものと決しました。

では、職員の入替えありますか。

それでは、次に進みます。

議案第2号 令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第2号令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第2号令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。決算書は275ページからとなります。塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算額につきましては、歳入合計65億7,224万7,964円、歳出合計64億9,172万9,757円、歳入歳出差引額では8,051万8,207円となりました。

続きまして、決算概要を説明させていただきますので、決算説明資料98ページを御覧ください。白丸に沿って要点を申し上げます。1つ目の白丸からですが、加入被保険者数は1万3,814人で、前年度対比マイナス1.6%、229人の減となっております。

2つ目の白丸、歳入についてですが、歳入合計額は前年度対比1.3%、8,511万円余の増となっております。国民健康保険税は被保険者数の減少もありまして、前年度対比3.9%減の13億4,141万円余となっておりますが、県支出金につきましては、保険給付費の増加に伴いまして、保険給付費相当額が県から交付される普通交付税の増などによりまして、前年度対比1.6%となっております。基金繰入金につきましては1億2,285万円、前年度対比では210.0%の増となっております。大幅増の理由といたしましては、前年度、これは令和2年度ですが、長野県が平成30年度決算の繰越金等を活用して、県全体の事業費納付金を大きく減額したために、当市の基金繰入額も低く抑えられていたという状況があったことから、この令和2年度の基金繰入額との対比におきまして

は大幅増となったことによるものとなります。

3つ目の白丸、歳出合計額は前年度対比 1.2%、7,938 万円余の増となりました。保険給付費は、令和2年度の保険給付費が新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えなどの影響によりまして例年より減少したこともあり、受診控えの状況からの回復が見られた令和3年度は、前年度対比では 2.1%、9,030 万円余の増となっております。保健事業につきましても、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止から、集団健診を中止したことなどによりまして、令和3年度は令和2年度対比 26.9%の増となっております。そのほか、国保税の徴収金を主な財源といたしまして、前年度対比 0.4%減となる事業費納付金 17 億 6,015 万円余を県へ納付したほか、前年度繰越金から 7,479 万円余を財政調整基金へ積み増しております。

次に、決算説明資料の 99 ページ以降を御覧いただきまして、主なものを御説明させていただきます。99、100 ページにつきましては、歳入歳出それぞれの項目を金額とグラフで掲載しております。

101 ページを御覧いただきますと、過去5年間の加入世帯及び被保険者数の状況などとなっております。

102 ページは、国保税の調定と収入状況となります。令和3年度の収納率は、現年度分が前年度対比 0.56 ポイントのアップとなります 95.79%、滞納繰越分は 8.07 ポイントダウンいたしましたが、25.46%となりました。合計では 0.37 ポイントアップとなります 86.04%で、ここ数年、収納率は上昇傾向が続いております。

103 ページを御覧いただきまして、医療給付費の状況です。表の左から一般的な医科、歯科の入院、外来、調剤などの療養給付費。次に、柔道整復師による施術、コルセットなどの補装具、はり治療などの療養費。自己負担額のうち一定の限度額を超過した場合に超過額分を支給する高額療養費等に区分しております。令和3年度の医療給付費の合計は表の一番右下になりますが、44 億 5,700 万円余で、前年対比 102.0%といった状況となります。

104 ページ、その他給付費等の年度別推移の状況となります。(1)の出産育児一時金及び葬祭費につきましては、出産育児一時金 38 件、葬祭費 80 件の給付を行っております。その下、(2)人間ドック・脳ドック補助金につきましては、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響と思われる件数の減少から回復が見られまして、703 件となっております。概要説明は以上とさせていただきます。

次に、決算書の歳出、歳入の各事項別明細を説明させていただきます。決算書 290、291 ページをお願いいたします。まず、歳出から説明をさせていただきます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費、備考欄の白丸、国保事務諸経費からとなります。会計年度任用職員報酬を初め、黒ポツ中段以降になりますが、長野県国保団体連合会への業務委託料などが主な内容となります。

2 項 1 目賦課徴収費を御覧いただきまして、備考欄の白丸、賦課徴収事務諸経費は 292、293 ページにまたがりますが、保険税の賦課及び徴収に係る経費となります。会計年度任用職員報酬のほか、制度改正に関わるシステム改修、地方税滞納整理機構への負担金などが主なものとなっております。

2 款保険給付費を御覧いただきまして、1 項療養諸費につきましては、1 目 2 目を入院、外来、調剤などの療養給付費、3 目 4 目を柔道整復師による施術などの療養費、5 目を審査支払手数料に区分しております。

2 項高額療養費は、1 目と、294、295 ページの 2 目の高額療養費につきましては、受診時の自己負担額の 1 か月分が世帯の所得などに応じた限度額を超えた場合に限度額の超過額を支給したものとなります。294、295 ページを御覧いただきまして、3 目 4 目の高額医療・高額介護合算療養費につきましては、医療費と高額介護サ

ービス費の1年間分の自己負担額が限度額を超えた場合に、限度額超過額を介護保険と案分で支給したものととなります。

6項傷病諸費は、被用者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状がありまして、感染が疑われる方が労務に服せないことを理由に賃金等の支払いを受けられなかった場合に、直近3か月分の給与収入から算出した日額の3分の2相当額を支給するもので、令和3年度中は4件、総額36万円余を支給しております。

296、297 ページ、3款国民健康保険事業費納付金は、最終的に県が負担いたします県内市町村国保の医療給付費の財源とするために長野県から示された市町村ごとの分布金となりまして、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分に区分されております。

次の4款保健事業費につきましては、最初に健康づくり課から説明いたします。

○健康づくり課長 それでは、4款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費をお願いします。備考欄の白丸、特定健康診査等事業諸経費につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、生活習慣病の早期発見、予防を目的として、医療保険者に義務づけとなった特定健康診査と特定保健指導に係る経費になります。一番下の黒ポツですが、特定健康診査委託料につきましては、25歳から74歳を対象に特定健康診査と特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防、重症化予防を図ったものです。令和3年度につきましては、集団健診を再開して実施しまして、前年と比べて801人の増となっておりますが、法定の対象者40歳から74歳までの受診率は、現時点で32.6%となっております。

298、299 ページ、2項保健事業費1目保健衛生普及費、備考欄の白丸、健康増進事業諸経費は、健康づくりを推進する地域活動等を支援する事業であります。1つ目の黒ポツ、エイズ予防教室講師謝礼につきましては、市教育委員会と連携し、命の輝き教室として助産師等が講師となり、感染症の正しい知識の普及などに取り組んでいるものです。私からは以上です。

○市民課長 同じく健康増進事業諸経費につきましては、下から3つ目の黒ポツ、医療費通知委託料と、その下のジェネリック医薬品利用差額通知委託料につきましては、適正受診や医療費の削減を目的に市民課で実施している事業となりまして、それぞれ通知の作成を、長野県国保団体連合会へ委託した委託料となります。

その下を御覧いただきまして、5款基金積立金になります。1項1目財政調整基金積立金は、基金の利子と前年度決算剰余金を積み立てたものとなります。これによりまして、令和3年度末の基金残高は3億8,345万円余となっております。

300、301 ページ、7款諸支出金です。1項3目償還金の前年度の医療給付費の精算に伴う県への交付金の償還が主なものとなっております。一旦、歳出の説明は以上となります。

続きまして、歳入の主なものを御説明させていただきますので、282、283 ページへお戻りください。1款国民健康保険税は、収入済額13億4,141万円余で、収納率は先ほど申し上げましたが、現年度分、滞納繰越分合計で86.04%となっております。

284、285 ページ、3款県支出金1項1目保健給付費等交付金は、1節普通交付金と2節特別交付金に区分されます。1節普通交付金は、出産育児一時金、葬祭費を除く医療費の保険給付費相当額が長野県より交付されるものとなります。2節特別交付金につきましては、備考欄1つ目の黒ポツ、保険者努力支援分は、保険者の保険

予防事業等への取組状況に応じて交付されるものとなりまして、3,430万円余が交付されております。2つ目の黒ボツ、特別調整交付金は、国の交付基準により、保険者間の財政調整等の目的で交付されるものとなりまして、基準に該当する備考欄記載の取組の経費相当額が交付されたものとなります。上から3つ目の黒ボツ、県繰入2号分につきましては、県の基準により、保険者間の財政調整のために交付されるものとなります。4つ目の黒ボツ、特定健康診査等負担金につきましては、健康づくり課の所管ですが、健診費用の国と県、それぞれ3分の1ずつの負担金の合計となっております。

同じページの5款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、それぞれ国が示す基準に基づきまして、一般会計から繰入れを行ったものとなります。

286、287 ページ、2項1目基金繰入金につきましては、財政調整基金から1億2,285万円を繰り入れております。

6款繰越金につきましては、前年度決算の剰余金の繰越金となります。

288、289 ページ、7款諸収入2項5目前年度保険給付費等還付金4,315万円余につきましては、令和2年度の医療給付費の精算により、長野県国保団体連合会より還付を受けたものとなります。

8款国庫支出金2目災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る保険税軽減分につきまして、国から補助を受けたものとなります。説明は以上となります。

○**委員長** それでは、議案に対する質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**柴田博委員** 決算説明資料の100ページのグラフですけれども、歳入のほうで、国税税が20.4%、県からの支出金が69.1%で、国の支出金は0.1%しかないことになっていますが、実際には国から直接資金は来ていなくても、国が出しているお金というのはあると思うのですけれども、それはどんなもので、県から出ているお金のどのくらいに当たっているのか、分かったら教えてください。

○**市民課長** まず、仕組みから申し上げますと、医療給付費に対する県の負担金というものはあります。こちらの割合が32%かと思えます。こちらにつきましては、県の特別会計予算に歳入しております。金額等につきましては、今持ち合わせているものはありません。

○**柴田博委員** もし分かったらいいですけれども、国から県に入っているお金が、また県から市にきている分というのが、この表で言えば、国からはほとんど来ていないという形です。市の国保会計の歳入全体に占める割合として、実際にはどのくらい国から来ているのかは、分からないのでしょうか。

○**市民課長** 額は把握しておりませんが、国の負担分32%につきまして、市の保険給付費の支出に対して32%が、最終的に県から入ってきているとはいえども、国の交付金が充てられているという仕組みです。

○**柴田博委員** 今、国保財政が、塩尻市だけではなくてあちこちで大変な状況になっているわけですが、そういう中で、その原因として一番多く挙げられているのが、国から出てくるお金が減っているからだと言われているわけです。32%は国から来ているということですが、それは最近と同じくらいの割合でしょうか。だんだん減ってきているという実感はあるのでしょうか。

○**市民課長** この32%の割合については、私が把握している中で、市町村が国保を運営したときと同じ割合です。国につきましては、今日申し上げました特別交付金の保険者努力支援制度ですとか、そういったところで保険者ごとに差をつけてはいる状況で、その特別交付金の恩恵は、少なからず全国の保険者には配分されているこ

とになっております。

○柴田博委員 もう1点。今、お話の出た保険者努力支援分ですけど、本市に関してはどんなどころの項目からお金が入ってきているのでしょうか。

○市民課長 主に保険事業の取組になりますので、重症化が疑われる生活習慣病ですとか、そういったところへの保険事業が評価されて、国の全体的な予算は決まっておりますので、そちらが配分されるといった仕組みです。

○柴田博委員 そういうことであれば、保険者努力支援分とは言いながら、ほとんどの市町村の国保財政に大体同じような形で入ってきていると考えていいのですか。特に塩尻だけ多いとかいうことがあるのですか。

○市民課長 特に塩尻市が多いといったことではないですが、保険者によって評価が異なりますので、ばらつきがあるといった状況です。

○委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号については全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第5号 令和3年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第5号令和3年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、議案第5号令和3年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてお願いいたします。決算書は347ページをお願いします。

令和3年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計の歳入歳出決算額は、ともに1,035万4,334円となり、前年度対比88.8%、131万1,160円の減となっております。令和3年度につきましては、4月1日から診療業務を休止しておりましたが、学校法人松本歯科大学に診療業務を委託することとし、令和4年3月30日に診療を再開いたしました。

歳入歳出の詳細につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

決算書354、355ページ、1款総務費1項1目一般管理費、備考欄の白丸、一般管理事務費につきましては、榎川診療所施設の管理運営に係る経費になります。8つ目の黒ポツ、宮繕修繕料につきましては、水道漏水修繕に関わるもの等になります。下から3つ目の黒ポツ、パソコン等使用料につきましては、電子カルテ用パソコン等のリース料になります。一番下の黒ポツ、医療機器使用料は心電計や超音波診断装置などの医療機器のリース

料であります。

次に、2款公債費1項1目元金及び2目利子につきましては、これまでに借り入れた診療所関係の起債の元金及び利子の償還金になります。なお、令和3年度末の起債残高は595万円余となっております。

次に、3款医業費1項1目医業事業費につきましては、備考欄の白丸、医業事業事務費が290万円余となります。1つ目の黒ポツ、診療業務委託料につきましては、学校法人松本歯科大学への委託料になります。この委託の内容につきましては、1日実施した診療業務のほか、診療業務再開に当たっての準備として、医療資材ですとか消耗品等の配備、また、診察室の清掃や消毒作業等に関わるものであります。2つ目の黒ポツ、備品購入費159万円余につきましては、診療再開に向けて、必要な備品を購入したものです。

次に、歳入になりますが、352、353ページをお願いします。1款繰入金1項1目一般会計繰入金、備考欄黒ポツ、一般会計繰入金が1,035万円余であります。

2款診療収入1項外来収入4目一部負担金収入、備考欄黒ポツ、一部負担金収入が2,420円あります。なお、保険収入に関しましては、2か月後の収入となるため、令和4年度の収入に含まれることとなります。説明は以上です。

○委員長 それでは、議案について質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

ないようですので、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号令和3年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第6号 令和3年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 それでは、議案第6号令和3年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第6号令和3年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。決算書は357ページからとなります。

塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算額につきましては、歳入合計8億3,941万4,910円。歳出合計8億1,477万1,708円。歳入歳出差引額では、2,464万3,202円となりました。

続いて、決算概要を説明させていただきます。決算説明資料120ページを御覧ください。白丸に沿って、要点を申し上げさせていただきます。1つ目の白丸からになりますが、被保険者数は、1万40人となりまして、前年度対比では0.1%、5名の増となっております。

2つ目、3つ目の白丸にかけてですが、歳入合計額につきましては、前年度対比1.2%、1,003万円余の増と

なっております。歳出合計額は、前年度対比 1.0%、812 万円余の増となっております。

4 つ目の白丸になりますが、歳入歳出差引額の 2,464 万円余につきましては、出納整理期間中に収入いたしました保険料で、これを翌年度、令和 4 年度会計に繰り越しまして、納付金として後期高齢者医療広域連合へ納付する会計処理を行っております。

次に、決算書の事項別明細、歳出から説明させていただきますので、決算書 366、367 ページを御覧ください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費、備考欄の白丸、後期高齢者医療事業事務諸経費からとなります。こちらは会計年度任用職員の人件費ですとか、広域連合へ派遣しております職員の特別旅費などの事務諸経費となっております。

2 項 1 目徴収費、備考欄の白丸、保険料徴収事務諸経費につきましては、保険料徴収に係る納付書等の作成を長野県国保団体連合会へ委託した委託料などとなっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目広域連合納付金につきましては、備考欄 1 つ目の黒ポツ、保険料等徴収納付金として徴収いたしました保険料と延滞金の総額で 6 億 6,337 万円余と、低所得者への保険料軽減分といたしまして、一般会計から繰入れをいたしました保険基盤安定納付金 1 億 3,968 万円余を広域連合へ納付したものととなります。

次に、歳入を説明いたします。決算書 362、363 ページ、1 款後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額 6 億 6,520 万円余となりまして、収納率は、現年度分 99.72%、滞納繰越分 54.90%、全体では前年度より 0.03 ポイント高くなりまして、99.51%といった状況です。

そのほか、主なものとしたしましては、3 款繰入金 1 項一般会計繰入金につきましては、事務費に対する 1 目事務費繰入金 1,125 万円余と、2 目は低所得者への保険料軽減分の保険基盤安定繰入金 1 億 3,960 万円余となっております。後期高齢者医療特別会計決算の説明は以上となります。

○委員長 それでは、議案に対する質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですか。

ないようですので、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 6 号令和 3 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 6 号については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

それでは、3 時 35 分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 26 分

再開 午後 3 時 33 分

○委員長 それでは休憩を解いて再開いたします。次に進みます。

議案第3号 令和3年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第3号令和3年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、塩尻市奨学資金貸与事業につきましてお願いいたします。こちらの事業は、成績優秀で向学心のある学生に対し、市として、経済的理由により修学が困難な高校生及び大学生等に奨学資金の貸与を行ったものです。決算書の303ページを御覧ください。歳入決算額は2,993万4,020円。歳出決算額は2,787万9,842円で、歳入歳出差引額は205万4,178円を令和4年度に繰り越しました。

初めに、歳入から御説明いたします。決算書308、309ページ、1款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金につきましては、特別会計で運用している育英基金と大野田育英基金の利子分です。

続いて、3款繰入金1項1目基金繰入金につきましては、基金から貸与事業に繰り入れているもので、育英基金は高校生への貸付けに、大野田育英基金は大学生への貸付けに充当をしております。

続いて、2項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、基金で運用してきました奨学資金について、大学生を対象とした大野田育英基金の財源が不足することに伴い、一般会計から繰入れをしたものです。

続いて、4款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、前年度の繰越金として、令和2年度の納付整理期間中に収納のあった償還金です。

続きまして、5款諸収入1項貸付金収入1目貸付金収入につきましては、貸与期間が終了し、返済された償還金で、育英基金奨学資金貸付金収入につきましては8人分の88万円、大野田育英基金奨学資金貸付金収入につきましては、現年度分が53人分の1,161万4,800円、滞納繰越分につきましては11人分で213万5,500円です。

310、311ページの木曾広域連合奨学資金貸付金収入につきましては、旧檜川村時代に木曾広域連合で貸与していた奨学金の返済に関するもので、対象者は1人で、滞納繰越分は19万2,000円でした。

続きまして、歳出を御説明いたします。312、313ページを御覧ください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の白丸、貸付事業管理費につきましては、選考委員報酬5人分のほか、事務費相当分を支出したものです。

次の白丸、基金積立金につきましては、返済された元金及び利子を育英基金、大野田育英基金それぞれの基金に積み立てたものです。

次の白丸、一般会計繰出金、こちらにつきましては、旧檜川村合併時に木曾広域連合貸与分を統合する際に、塩尻市の一般会計からの繰入金で一括償還をしているため、償還された分を一般会計に戻すものです。

続きまして、2款1項1目貸付金の白丸、奨学資金貸付事業につきましては、奨学資金の貸与申請があったものへの貸付金で、大野田育英基金奨学資金継続貸与者14人に768万円を、新規貸与者7人に488万円を貸与したものです。説明は以上になります。

○委員長 それでは、議案に対する質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○永田公由委員 309ページの滞納繰越分の関係をお聞きしますが、これは長期に滞納されているのか、それとも前年度分が遅れているだけなのか。それから、遅れている方の人数が分かれば教えてください。

○教育総務課長 決算説明資料の107ページを御覧いただきたいと思います。こちら、3番の(2)のところに滞納繰越分の収入状況があります。こちらで見えていきますと、現在、滞納繰越分で滞納している方、合計します

と14人になります。現年度分につきましては、(1)のところになりますけれども、現在、令和3年度末で3人の方が未納になっております。

○永田公由委員 この中で長期滞納なり、連絡がもう取れないというような方はいますか。

○教育総務課長 滞納されている方には、担当の職員が小まめに電話等で連絡を取っているところではありますけれども、どのぐらいの期間ということは、確認できていない部分があります。

係長からお答えいたします。

○教育企画係長 全く連絡取れていない者に関しましては、1人おります。その者につきましても、粘り強く郵送だったりとか電話だったりということを引き続いてやっております。この107ページの表の見方なのですが、(2)の上から2つ目の表ですが、右から2列目のところに滞納・未納額と書いてあります。その下の内訳が、その下の表アとイ、分けてあるのですが、何かと言いますと、奨学金の条例施行規則によりますと、償還期間というのが、借りていた期間の3倍の期間。4年間借りていけば12年間の期間のうちに償還いただくことになっておるのですが、この償還期間を過ぎてしまったものに関しては滞納、このアの表になります。滞納者と呼んでおります。また、その方の償還計画、毎年100万円ずつ6年間償還すると立てたときに、年度ごと、令和3年度中に償還すると立てた金額が入ってない。これについては、未納者という扱いで、2つに分けさせていただいて、表を作らせていただいております。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

ないようですので、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号令和3年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第4号 令和3年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第4号令和3年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案第4号令和3年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。初めに、決算説明資料で概要を御説明いたします。資料は108ページ、1つ目の白丸、第1号被保険者数は、年度末で1万9,059人、前年度対比で0.6%の増、また、要支援・要介護認定者数につきましては3,377人、前年度と同数となりました。

2つ目の白丸、歳入決算額につきましては56億7,139万5,750円で、前年度と比較をしまして2.7%の増となりました。第1号被保険者の介護保険料につきましては、基準額の引上げによって前年度対比7.8%の増で12

億 5,506 万 699 円となりました。また、当初、介護保険支払準備基金より基金の繰入れを予定しておりましたが、繰入れをせずに事業が行えまして、令和3年度の介護支払準備基金保有額は4億3,490万1,653円となります。

3つ目の白丸、歳出決算額は、前年度対比で2.1%の増、55億2,678万4,994円となります。

次の白丸、歳入歳出差引額になりますが、こちらは1億4,461万756円、これを翌年度の繰越しということになりました。

次のページ以降を御覧いただきまして、主なものを御説明いたします。109ページ、こちらは介護保険特別会計決算状況を一覧で掲載させていただいております。歳入の欄の上から3つ目以降、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金は、ページ下段に記載の法定割合による事業に対する負担金、補助金となります。

次のページは、介護認定者数、サービス利用者数等、過去5年間の状況をお示しております。

111ページ、介護保険料の収納状況となっております。令和3年度の収納率につきましては、現年度分と過年度分の合計で99.29%となっております、上昇傾向であります。

112、113ページ、保険給付費の状況になります。居宅サービス、施設サービス等の区分別に掲載をさせていただいております。令和3年度につきましては、介護報酬の改定でサービス単価が上がった影響もありまして、給付費は全体的には増加をしています。

114ページ以降につきましては、地域支援事業の状況になります。114ページ、(1)介護予防・日常生活支援総合事業では、サービス単価の改定、利用者数の増加に伴いましてサービス費は12.5%増加しております。次のページ、(2)につきましては、相談等、主に地域包括支援センターが行う包括的支援事業と、市の独自の事業で実施します任意事業の実績になります。

それでは、こちら参考に御覧いただくということで、決算書で歳入歳出の詳細を御説明させていただきますので、決算書をお開きいただきたいと思います。決算書は315ページからになります。まずは歳出から御説明いたします。

決算書 332、333ページ、1款1項1目一般管理費、備考欄の白丸、介護保険事務諸経費は、介護保険事業の円滑な運営に係る費用になります。

次の白丸、介護人材確保促進事業は、顕在化しております介護人材不足の対策としまして、令和3年度からの事業となります。有資格者の市内事業所への入職しやすい環境としまして、転居時の費用や家賃の補助、また、初任者研修の自己負担に対する助成、そのほかに介護への理解を深めていただいて介護人材の裾野を広げるといった狙いで、介護補助員養成講座を行ったものになります。

2項1目認定調査等費、備考欄の白丸、認定調査費等諸経費は、介護認定の調査及び介護認定業務に係る経費となります。

334、335ページ、2款保険給付費になります。1項介護サービス等諸費は、要介護認定者が対象となるサービスの給付費になります。

1目の居宅介護サービス給付費は、主に通所系のサービス、訪問系のサービスということになりまして、前年度対比では3.3%の減となります。

2目の地域密着型介護サービス給付費は、施設が拡充されまして利用者が増えたことから、前年度対比としましては11.9%の増となっております。

3目施設介護サービス給付費は、前年度対比で0.1%の増、2項介護予防サービス諸費は、要支援認定者が対象となる給付費となります。

2項1目介護予防サービス給付費につきましては、前年度対比で4.8%の増、2目の地域密着型予防サービス給付費は、前年度対比の113.7%の増となっております。

336、337 ページ、3項1目審査支払手数料は、サービス給付の審査に係る国保連合会への支払いとなりまして、7万8,888件分の457万5,000円余になります。

4項1目高額介護サービス費は、1か月のサービス利用の自己負担額が世帯の所得などに応じた限度額を超えた場合に、超過額を支給したものになります。

5項1目の高額医療合算介護サービス費は、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額が限度額を超えた場合に、限度額の超過分を支給したものになります。414件になりまして、前年度対比で1.08%の増となっております。

6項1目特定入所者介護サービス費は、制度改正によりまして施設入所中の食費、居住費の負担額の見直しに伴い、前年度対比で12.87%の減となっております。

338、339 ページ、3款1項1目介護予防・日常生活支援サービス事業費の1つ目の白丸、介護予防・日常生活支援サービス事業は、要支援の方のサービス、事業対象者の方の訪問型、通所介護のサービスに係る経費となっております。

2つ目の白丸、介護予防ケアマネジメント事業の3つ目の黒ポツ、介護予防ケアマネジメント委託料につきましては、総合事業分のサービス計画の作成を中央の地域包括支援センター以外の居宅介護支援事業所に委託をしました3,025件分になります。

2目一般介護予防事業費、備考欄の一般介護予防事業は、65歳以上の高齢者に対しまして、介護予防の啓発や筋力低下の防止、機能維持や改善を目的に行う介護予防事業に係る経費になります。

340、341 ページ、2項1目包括的支援事業費の2つ目の白丸、包括的支援事業、下から4つ目の黒ポツ、北部地域包括支援センター運営業務委託料は、社会福祉法人恵和会に、その下の黒ポツ、西部地域包括支援センター運営業務委託料につきましては、社会福祉協議会の各地域包括支援センターへの業務委託になります。

2目任意事業費ですが、地域支援事業の理念に沿って市独自の判断で実施ができる事業ということになります。備考欄の2つ目の白丸、介護相談員派遣等事業は、介護相談員7名が定期的に介護保険の事業所を訪問しまして、利用者のお話をお聞きしてサービスの向上につなげるというものです。

4つ目の白丸、家族介護支援事業、次のページ上から3つ目の黒ポツ、徘徊探索委託料になりますが、徘徊探索機器の貸与によるもので、認知症のある方を在宅で介護される家庭支援者に対しまして負担軽減するための経費となります。令和3年度は10月から靴型の探索機を導入いたしまして、14人の方から利用がありました。

最後の白丸、認知症総合支援事業、3つ目の黒ポツ、認知症対策推進事業委託料につきましては、社協に委託しておりますやすらぎ支援員、認知症サポーター養成講座等の経費になります。

4款1項2目の償還金ですが、前年度の保険給付費の精算に伴いまして、国、県、支払基金に交付金等を返還したものです。

5款1項1目介護予防支援事業費、備考欄の白丸、介護予防支援事業事務費の上から5つ目の黒ポツ、介護予

防ケアプラン作成委託料は、要支援の方のプラン 2,018 件分を外部事業所へ委託をした費用になります。

344、345 ページ、最後の 6 款 1 項 1 目介護保険支払準備基金積立金につきましては、利子分の積立 79 万 267 円ということになります。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。決算書につきましては 322、323 ページ、1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料ですが、備考欄の全体の保険料収納率ですけれども、99.29%となりました。

3 款国庫支出金につきましては、1 項 1 目介護給付費負担金と 2 項 1 目調整交付金から 3 目地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金は、法定割合によりまして、事業に対する国の負担分を受け入れたものになります。

324、325 ページ、4 目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組に対するもの、5 目介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防・健康づくり等の取組など保険者の機能を評価し点数化した上で、それに応じて交付をされたものになります。

6 目介護保険システム整備費補助金につきましては、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修に対する補助金となります。

324 ページの 7 目介護保険災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルスの影響による営業等の収入や給与収入等の減額のために、保険料の減免を申請した者に対しまして減免措置を行ったことに対する国からの補助金になります。こちらは 8 人の方が対象となっております。

4 款支払基金交付金ですが、こちらは第 2 号被保険者が加入する、医療保険の中で負担する介護保険料を財源とするものです。1 項 1 目介護給付費交付金につきましては介護給付費に、2 目地域支援事業総合事業交付金は総合事業と一般介護予防事業費に充てられます。

5 款県支出金につきましては、事業に対する法定割合で交付になります。

326、327 ページ、2 項 3 目保険者機能強化推進交付金は、介護人材確保促進事業に対する県の補助金となりまして、補助率は 10 分の 10 となります。

6 款 1 目一般会計繰入金の 1 目から 3 目までは、県と同じ法定割合の市の負担分になります。

4 目保険料軽減繰入金は、低所得者への保険料軽減に対する繰入れになります。国 2 分の 1、県 4 分の 1 の負担金が一般会計に交付されまして、市の負担分も合わせて特別会計に繰入れたものです。

328、329 ページ、8 款 3 項 1 目総合事業費負担金、説明欄の黒ポツ、住所地特例対象者ケアマネジメント負担金につきましては、17 人分のケアプラン作成の報酬となります。

330、331 ページ、9 款 1 項 1 目介護予防居宅サービス収入の備考欄黒ポツ、介護予防サービス計画費収入は、中央地域包括センターで行っています要支援の方へのプラン作成に対する報酬となります。私からの説明は以上です。

○**委員長** それでは、議案に対する質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**西條富雄委員** 341 ページの関係で、地域包括ケアシステム推進事業で、令和 2 年度には口腔ケア推進事業委託料として 188 万円余、16 回、延べ 82 人に訪問歯科しているのですが、令和 3 年にはその実績は載っていないのですが、どうなっているのか教えてください。

○**長寿課長** こちらは、令和 2 年度につきましては特別会計に載っておりましたけれども、一般会計に変わりました。昨日、一般会計で御説明をさせていただきました事業で、今年は 85 名の方に検診を受けていただきま

した。

○西條富雄委員 いいです。分かりました。

○副委員長 決算説明資料の112ページの施設サービスの内訳で、特養と老健の下の介護療養型医療施設がゼロになっていますが、これは対象の施設がなくなったということでしょうか。それと、介護医療院というのはどういう施設かを教えていただければと思います。

○長寿課長 介護療養型医療施設につきましては、平成30年から介護医療院に変わっていくということで、国が介護療養型医療施設から転換をして、介護医療院に変えていく方針を出しております。そのために、以前から少しずつ利用者は減ってきておまして、令和3年度につきましては、利用者がいなくなりました。その分、介護医療院のほうに変わって利用されていることとなります。

○副委員長 制度的にはそういうことだと分かりますが、実際具体的に介護医療院は、例えば塩尻病院などにあった介護療養型医療施設の名前が変わったのか。今、介護医療院は市内では具体的に、どこにどんな状態で利用されているのでしょうか。

○長寿課長 中村病院が介護医療院に転換しております。44床、転換をしまして令和3年から介護医療院「えんらいふ」という名前で行われております。もう1つ施設としましては、桔梗ヶ原病院で令和2年2月から24床を転換しております、こちらは「添え木」という介護医療院の名前で運営されているところです。

○副委員長 解釈的には、この表の中では、介護医療型医療施設から介護医療院へ機能、名前が移っていると。市内にはその2施設があり、計六十数床の施設でやっているという理解でよろしいですか。

○長寿課長 はい、そのとおりです。近隣では上條記念病院も転換をしておりますので、その分も利用の中には入っている数字にはなります。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 もう1件、決算書の343ページ、一番上のところで、徘徊探索型委託料14人分という説明がありましたが、これをもう一度詳しい説明をお願いしますか。

○高齢支援担当課長 徘徊探索機器につきましては、昨年の10月から靴のかかと部分の底に探索機を取り付けたもので、実際に認知症症状のある高齢者に履いていただいて利用するものになります。

○副委員長 これは、実際は家族が申請をして、市がこれを貸す利用のされ方という理解でよろしいですか。

○高齢支援担当課長 利用方法につきましては、認知症の高齢者を介護している御家族の方が市に申請をします。申請していただくときには、業者2社をお願いしておりますけれども、探索機器を身につけるものと先ほど説明した靴型と2種類あるものですから、どちらかを選んでいただいて御利用いただくという手順になります。

○副委員長 そうすると、その機器は半永久的というか、亡くなるまで使うという使われ方、効果があるという前提で、家族からすると寝たきりになると逆にいらなくなるわけですが、そういう使われ方がされているという理解でよろしいですか。

○高齢支援担当課長 利用の状況につきましては、在宅で介護をしている状態となっておりますので、施設に入所されたとかお亡くなりになった場合は、御利用は中止となります。靴型の利用が始まったことによりまして、携帯型の探知機を身につけることが難しかった方が、靴型の探知機に利用を変更するという事例はありました。

○副委員長 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 ちなみに、効果はどうか。

○高齢支援担当課長 GPSを使って探知をするものなので、おうちの方がその機能を使って携帯でどこにいらっしやるのかを確認するという事例はあります。それをおつけになっていることで、最近、探索までするところまでの事例はありません。

○赤羽誠治委員 1点教えてください。決算説明資料の110ページの被保険者数の推移のところ、認定者数に対して利用者が前々年以下に減ってしまっているのですけれど、何か原因が分かれば教えてください。

○長寿課長 認定者数は増えているところなのですけれども、サービスの利用につきましては、状態が今までよりも落ちてきている、体力が落ちてきているところで心配で、介護認定は取ってみたいけれども実際に使うところまでは行っていないという方はいらっしやる、そういう人が増えている状況はあります。その理由は分析ができておりませんので、申し訳ありませんが、今のところはそういう状況を確認しております。

○赤羽誠治委員 こういう認定された方は、ケアマネジャーからこういうサービスがあるという話をされているけれど、本人あるいは家族がサービスを使わない、そういう形になっているということですか。

○長寿課長 実際に申請をした時点では、家族が心配をして申込みをすることがあると思います。ところが、体力ですとか周りの状況を考えて、利用までは及ばないという方がいらっしやるかと思います。

○柴田博委員 介護認定調査についてですけれども、介護認定調査を受けて、例えば介護度が決まって何らかのサービスを受けていた方が、そのまま半年なり1年経過したときに、御自分の状況で介護度が高くなった場合には再認定されると思うのですけれども、そういう場合と、特に本人は何も落ちていなくても、1年なり2年たてば市から再認定というか再調査されていると思うのですけれども、その辺の状況を教えてください。

○長寿課長 新規に申請をしていただいた方につきましては認定期間が1年決まっておりますので、それが終わる前にこちらから更新ということでお声がけをさせていただきます。本人の期間が1年とか経過したところで、ケアマネジャーがついたりしている中で、体調が変わってきたということであれば、途中での変更申請もありますし、更新時期が来たときにはこちらからお知らせをしまして、その時点での介護認定度が、調査をすることによって変わってくることはあります。

○柴田博委員 一般的に、これまでの実績では、例えば本人の申出で介護認定調査を再度やり直して重くなったというケースは、比率でいったら分からないけれど、1年を経過して再認定する場合と、本人の申出で再調査する場合とで、どちらが多いのですか。どうですか。

○長寿課長 変更申請、いわゆる体調が変わったので変更します。もう一度調査してほしいと申出をされる方のほうが割合としては少なく、更新、時期が来たので再認定調査をするほうが圧倒的に多いです。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

ないようですので、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号令和3年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第4号については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

本日はここまでとし、明日は企業会計の決算認定のほか補正予算を審議いたします。大変御苦労さまでした。

午後4時19分 閉会

令和4年9月7日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印